

日本律令国家の「帝国」型儀礼体系の解体

渡邊 誠

*本稿は拙稿「日本律令国家の儀礼体系の成立と蕃国・夷狄」(『九州史学』一七四、二〇一六年。以下「拙稿A」と言えばこれを指す)および「日本律令国家における夷狄身分の解体」(『史学研究』三〇五、二〇二〇年、以下「拙稿B」と言えばこれを指す)、「東アジアのなかの日本律令国家『唐風化』再考」(『史学研究』三〇八、二〇二二年掲載予定、以下「拙稿C」と言えばこれを指す)の姉妹編である。あわせてお読みいただきたい。

はじめに

日本律令国家の儀礼体系は、天皇を頂点として、六位以下の下級官人を含む全官人および蕃客・夷狄を従える国家構造を反映した「帝国」型儀礼と、五位以上に限定された参列者が天皇と交歓する場としての特権的官人秩序を表象する儀礼とに大別することができる^①。このうち、来朝した蕃客が参列する正月の「帝国」型儀礼に、元日朝賀の儀、踏歌節会^②、射礼^③がある。

これらの「帝国」型儀礼には来朝した新羅使や渤海使が文武百官とともに参列し、元日朝賀や踏歌節会には毎年、蝦夷も参列した。また、元日朝賀では隼人が応天門外に陣列して吠声を行い、踏歌節会でも風俗歌舞を奏した。射礼に夷狄の参列はみられないが、蕃客が参列して五位以上の官人に続いて自国の弓を用いて射を披露した。踏歌節会では、宮人(女官)の踏歌に続いて群臣も踏歌を行っており、後には渤海使も踊り

の列に加わった。これらの技芸への奉仕は天皇に対する服属儀礼であり、ここに文武百官・蕃国・夷狄を従えた「帝国」性が表現されている。そしてそれは、実際に蕃客・夷狄をその居住地から来朝させることによって関係性を可視化し確認する実体性をもつものであった。

本稿は、この「帝国」型国家儀礼の変容過程を考察する。奈良時代から平安時代にかけての国家儀礼の変化については、橋本義則氏^④・古瀬奈津子氏^⑤などの研究以来、多くの蓄積があるが、本稿では対外関係の視点を重視してこの問題をとりあげる。その考察を通じて、日本律令国家の構造や理念の変質について、大きな見通しを得ることができるはずである。

一 踏歌節会の変化

本章では、典型的な「帝国」型国家儀礼である踏歌節会にみられる「帝国」的要素について、その奈良時代から平安時代にかけての変化を跡づけてみたい。

踏歌節会の「帝国」型儀礼としての性格は次の諸点に現れている^⑥。

① 参列範囲

主典以上の全官人が参列して宴と賜禄にあずかった。この宴に供される膳は「御器膳」とされるように、天皇からの賜り物である^⑦。

② 宮人踏歌

内教坊の女孺が二手に分かれて踏歌を奏す。女孺は諸国の郡司が子女を貢進した采女や中央・地方の氏族が貢進した氏女から配分されたもので、その貢進には服属の証としての意味があった⁸⁾。

③ 群臣踏歌

五位以上の男性官人も縫殿寮の用意した襷指衣はかりずりを着して、宮人に続いて踏歌を奏した。『日本書紀』朱鳥元(六八六)年正月癸卯(二日)条に「褌指御衣」がみえることからすれば、「御器膳」と同様に踏歌の襷指衣も天皇からの下賜物の意味が考えられる⁹⁾。また、④に示す蕃客踏歌が行われる場合には六位以下の官人も踏歌の踊りに参加して盛大に行われた。

④ 蕃客の参列

来朝して元日朝賀に参列した新羅使・渤海使は踏歌節会にも参列して賜宴にあずかり踏歌を観覧した。また、天平宝字三(七五九)年からは渤海使が群臣とともに踏歌の踊りにも参加した。

⑤ 隼人の奉仕

六年交替で上京して朝廷に奉仕する朝貢隼人が節会のさなかに風俗歌舞(隼人楽)を奏した。

⑥ 蝦夷・俘囚の参列 毎年、奥羽から上京して朝賀に参列した蝦夷・俘囚が踏歌節会で饗応を受けた。

①は国家機構を支える全官人に施される天皇の君恩であり、②③は踏歌の舞踏と歌唱によって天皇の御代が末永く続くことを祈り、それに奉仕することを誓う臣従儀礼であった。④の蕃客踏歌の開始は、同年に初めて渤海使が臣下の礼をとり、渤海王の「表」を提出したことに関連する。それ自体は、日渤海同盟に基づく新羅侵攻計画を円滑に遂行するための方便と思われるが、渤海使が踏歌の列に加わったのも、宮人や群臣と同様、渤海が国家として天皇に臣従することを意味する行為であった。

そして、④⑤⑥には、蕃国・夷狄を従える国家理念が具象化されている。これらの要素には、奈良末から平安初期にかけて大きな変化がみられる。以下の儀礼の変化に関する論述については、表1をあわせて参照されたい。

1 参列範囲の縮小

踏歌節会の「帝国」的要素が変質をみせはじめるのは、宝龜五(七七四)年からである。

この年以降、踏歌節会の参列者がほぼ五位以上となり、弘仁三(八一二)年以降は蕃客参列時に五位以上が参列したのを除いて侍臣(侍従以上ないし次侍従以上)に限定されるようになり、儀礼の縮小がはじまる。宝龜五年以降に六位以下が参列した確実な事例は、甲子革命に当たり特に盛大に行ったかと思われる延暦三(七八四)年のみである¹⁰⁾。

その実態を反映して、九世紀の儀式書では、『内裏儀式』十六日踏歌式に「賜宴侍臣」とあり、『内裏式』上・十六日踏歌式や『儀式』巻七・正月十六日踏歌儀でも「次侍従以上」が参列範囲とされている。ただし、『内裏式』に「有蕃客者、(非)侍従及六位以下皆召」とあり、『儀式』にも「若有蕃客」、喚非侍従及六位以下」とあるように、蕃客参列時にはなお、六位以下を含む文武百官が参列するように規定されている。しかし、これが当時の実態を示しているかどうかは疑わしい。宝龜五年以降の蕃客が参列した踏歌節会の実例をみると、宝龜十年は「宴五位已上及渤海使於朝堂」¹¹⁾、弘仁六年も「五位已上及蕃客」であり、その後、渤海使の踏歌節会参列の最後の事例となった弘仁十三年も「宴五位已上及蕃客」となっていて¹²⁾、官人は五位以上のみである。それに対して延暦十八年は「宴群臣并渤海客」¹³⁾、弘仁十一年も「宴群臣及蕃客」¹⁴⁾とされている。

表1 国家儀礼の場と参列範囲

| 年 | 場 | 朝賀 | 元日節会 | 日馬節会 | 踏歌節会 | 射礼 | 端午節会 | 相撲節会 | 重陽節会 | 新嘗会 |
|--------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 参列範囲 | 場 | 参列範囲 | 場 | 参列範囲 | 場 | 参列範囲 | 場 | 参列範囲 |
| 大化2 | 646 | ? | ? | | | | | | | |
| 大化3 | 647 | | | | | | | | | |
| 大化4 | 648 | ? | ? | | | ? | ? | | | |
| 白雉1 | 649 | △ | ? | | | | | | | |
| 白雉3 | 651 | ? | ? | | | | | | | |
| 天智天皇7 | 668 | | | □ | 群臣 | | | | | |
| 天智天皇9 | 670 | | | | | ■ | 士大夫 | | | |
| 天智天皇10 | 671 | | | | | | | △ | 群臣 | |
| 天武天皇2 | 673 | | | ? | 群臣 | | | | | |
| 天武天皇3 | 674 | △ | ? | | | ? | ? | | | |
| 天武天皇4 | 675 | ? | ● | ? | 群臣 | | | | | |
| 天武天皇5 | 676 | ? | ● | | | ? | ● | | | |
| 天武天皇6 | 677 | | | | | ■ | ? | | | ? |
| 天武天皇7 | 678 | | | | | ■ | ? | | | ? |
| 天武天皇8 | 679 | | | | | ■ | ? | | | |
| 天武天皇9 | 680 | | | □ | 王卿 | | | | | |
| 天武天皇10 | 681 | ? | ● | △ | 諸臣 | | | | | |
| 天武天皇12 | 683 | ? | ● | △ | 郡卿 | | | | | |
| 天武天皇14 | 685 | ? | ● | | | | | | | |
| 天武天皇14 | 685 | △ | 王卿 | | | | | △ | ? | |
| 朱鳥1 | 686 | ? | 王卿 | | □ | 王卿 | ■ | ? | | |
| 持統天皇3 | 689 | □ | ? | | □ | 公卿 | ? | | | |
| 持統天皇4 | 690 | □ | ● | □ | 公卿 | | | | | |
| 持統天皇5 | 691 | | | | □ | 公卿 | | | | |
| 持統天皇6 | 692 | | | | ? | 公卿 | | | | |
| 持統天皇7 | 693 | | | | ? | 公卿大夫 | | | | |
| 持統天皇8 | 694 | | | | ? | 公卿 | | | | |
| 持統天皇9 | 695 | | | □ | 公卿大夫 | | | | | |
| 持統天皇10 | 696 | | | ? | 公卿大夫 | | | | | |
| 持統天皇11 | 697 | | | ? | 公卿大夫 | | | | | |
| 文武天皇2 | 698 | ■ | ● | | | | | | | |
| 大宝1 | 701 | ■ | ? | | | ■ | ● | | | |
| 大宝2 | 702 | ■ | ● | | | | | ? | ◎ | |
| 慶雲1 | 704 | ■ | ? | | | | | | | 處務 |
| 慶雲2 | 705 | ■ | ? | | | | | | | |
| 慶雲3 | 706 | ■ | ? | | | | | | | |
| 和銅1 | 708 | ■ | ? | | | | | | | |
| 和銅3 | 710 | ■ | ??※ | | | ■ | ●※ | | | |
| 靈龜1 | 715 | ■ | ??※ | | | | | | | |
| 靈龜2 | 716 | ■ | ? | ■ | ◎ | | | | | |
| 養老3 | 719 | ■ | ? | | | | | | | |
| 養老4 | 720 | | | □ | 近臣 | | | | | |
| 養老7 | 723 | | | | | □ | ● | | | |
| 神龜1 | 724 | ■ | ? | | | □ | ◎ | | | |
| 神龜3 | 726 | | | | | | | ■ | ● | |
| 神龜4 | 727 | ■ | ? | | | | | △ | ? | |
| 神龜5 | 728 | ■ | ● | | | | | △ | ◎ | |
| 天平1 | 729 | | | □ | 群臣 | | | △ | ◎ | |
| 天平2 | 730 | ■ | ? | | | □ | ◎ | | | |
| 天平3 | 731 | | | □ | 群臣 | | | | | |
| 天平4 | 732 | ■ | ? | | | | | | | |
| 天平5 | 733 | | | □ | ◎ | | | | | |
| 天平6 | 734 | | | □ | ◎ | | | | | |
| 天平7 | 735 | | | □ | ◎ | | | △ | ◎ | |
| 天平8 | 736 | | | | | △ | 群臣 | | | |
| 天平9 | 737 | | | | | | | | | |
| 天平10 | 738 | | | □ | ◎ | | | | | |
| 天平12 | 740 | ■ | ? | | | △ | ◎ | △ | ◎ | |
| 天平13 | 741 | ? | ? | □ | ◎ | | | | | |
| 天平14 | 742 | △ | ● | | | | | | | |
| 天平15 | 743 | ■ | ● | | | | | | | |
| 天平16 | 744 | | | ■ | ◎ | | | | | |
| 天平17 | 745 | | | □ | ◎ | | | | | |
| 天平18 | 746 | | | | | | | | | |
| 天平19 | 747 | | | △ | ◎ | | | △ | ◎ | |
| 天平20 | 748 | | | □ | ◎ | | | | | |
| 天平勝宝1 | 749 | | | | | | | | | |
| 天平勝宝2 | 750 | □ | ? | | | | | | | |
| 天平勝宝3 | 751 | | | △ | ◎ | | | | | |
| 天平勝宝5 | 753 | | | | | ■ | ● | | | |
| 天平勝宝6 | 754 | | | □ | ◎ | | | | | |
| 天平宝字2 | 758 | | | | | | | | | |
| 天平宝字3 | 759 | ■ | ● | | | | | | | |
| 天平宝字4 | 760 | ■ | ● | □ | ◎ | | | | | |
| 天平宝字7 | 763 | ■ | ● | | | | | | | |
| 天平神護1 | 765 | △ | ? | | | ? | ◎ | | | |
| 神護景雲2 | 768 | ■ | ? | | | □ | ◎ | | | |
| 神護景雲3 | 769 | ■ | ●※ | | | △ | ◎※ | | | |
| 宝龜1 | 770 | | | | | △ | ◎ | | | |
| 宝龜2 | 771 | ■ | ? | | | | | | | |
| 宝龜3 | 772 | ■ | ●※ | | | ■ | ● | | | |
| 宝龜4 | 773 | ■ | ●※ | | | | | | | |
| 宝龜5 | 774 | | | □ | ◎ | | | | | |
| 宝龜6 | 775 | | | □ | ◎ | | | | | |
| 宝龜7 | 776 | | | □ | ◎ | | | | | |
| 宝龜8 | 777 | | | □ | ◎ | | | | | |
| 宝龜9 | 778 | | | □ | ◎ | | | | | |
| 宝龜10 | 779 | ■ | ? | | | | | | | |
| 宝龜11 | 780 | ■ | ? | | | | | | | |
| 天武1 | 781 | | | | | | | | | |
| 延暦2 | 783 | | | | | ■ | ◎ | | | |
| 延暦3 | 784 | | | ? | | □ | ◎ | | | |
| 延暦4 | 785 | ■ | ? | | | | | | | |
| 延暦5 | 786 | | | ? | | | | | | |
| 延暦7 | 788 | | | | | | | | | |
| 延暦8 | 789 | | | △ | ◎ | | | | | |
| 延暦10 | 791 | | | | | | | | | |
| 延暦11 | 792 | | | △ | ◎ | | | | | |
| 延暦12 | 793 | ■ | ? | | | | | | | |
| 延暦13 | 794 | ■ | ? | | | | | | | |

凡例) 場: ■=朝堂 / ◆=豊楽院 / ▲=神泉苑・馬場殿・武徳殿 / □=紫宸殿・天安殿・綏祿殿など内裏または東宮 / △=その他 (持統朝以前の「大極殿」「前殿」等は△とした)
 射礼: ■=大射(西門・南門・建礼門等) / ◆=豊楽院 / ◇=豊楽殿前(天皇大射不出御) / □=内射(内裏)
 参列範囲: ●=六位以下を含む(射礼の衛府、重陽の文人は除く) / ◎=五位以上 / ○=侍臣以上 / ※=蝦夷参列 / 「群臣」等…史料上の表記に準じる(参列範囲不明確)
 〇〇〇〇〇〇 = 蕃客参列 □□□□ = 大普会

延暦十八年と弘仁十一年は「群臣」とあるが、これは下級官人を含めた文武百官の参加を意味するだろうか。例えば、『続日本紀』天平九（三七）年十一月壬辰（二十二日）条には「宴_レ群臣於中宮」とあるが、後文では「宴_レ訖五位已上賜_レ物有_レ差」としており、賜_レ禄の対象となる参列範囲は五位以上となっている。したがって、この条文の「群臣」には六位以下を含んでいない。『内裏儀式』でも「侍臣」を宴すとする正月三節の参列者を文中では「群臣」と表現している。これらのことから、「群臣」とあるからといって必ずしも下級官人を含むと判断することはできないことがわかる。

延暦十八年の踏歌節会では、先の記述に続いて「奏_レ楽、賜_レ蕃客以上褰摺衣_一、並列_レ庭踏歌」とある。この「蕃客以上」という表現が、参列範囲を推定する鍵となる。

渤海使が踏歌を奏した事例は、この延暦十八年の他に天平宝字三（七五九）年と同七年の例がある。その記事はそれぞれ、「饗_二五位已上及蕃客并主典已上於朝堂_一、……奏_二内教坊踏歌於庭_一、客_一・主典已上次_レ之」（三年）⁽¹⁵⁾、「饗_二五位已上及蕃客・文武百官主典已上於朝堂_一、……奏_二内教坊踏歌_一、客_一・主典已上次_レ之、賜_下供_上奉踏歌_一百官人及高麗蕃客綿_上有_レ差」（七年）⁽¹⁶⁾である。これらの記事では、饗宴の参加者が「五位已上」↓「蕃客」↓「文武百官」主典已上」という順序で記載され、踏歌への供奉も「客」↓「主典已上」の順になっている。このように「五位已上」と「主典已上」のあいだに蕃客を置くのは、儀礼の列次に基づく表現である。元日朝賀において、蕃客の版位の位置が「左右五位版位間」とされ、白馬節会でも東第一殿（頭陽堂）を豊楽殿に昇殿しない三位以上と四位・五位の座、西第一殿（承欽堂）を蕃客座として、六品以下の座を東西第二殿（観徳堂・明義堂）に置いていたように⁽¹⁷⁾、儀式の列次では五位と六位の間に蕃客が位置することになっていた。つまり、「蕃客以上」とある場合、六位以下は含まれないのであり、延暦十

八年の節会で褰摺衣を賜って踏歌を踊ったのは、五位以上と蕃客であった。これは、「主典已上」も踏歌を奏した天平宝字三年・七年の場合と異なっており、六位以下は参列していなかった可能性が高い。単に「宴_二群臣及蕃客_一」とだけあつて、蕃客に続いて「主典已上」の記載のない弘仁十一年の場合も同様であろう。表1からうかがえる通り、弘仁年間の踏歌節会参列者は平時には侍臣、蕃客入朝時には五位以上であった⁽¹⁸⁾。このようにみてくると、宝龜五年以降の踏歌節会では、わずかに延暦三年に六位以下官人の饗応がみられたものの（この時は蕃客の来朝なし）、他の年は、たとえ蕃客が来朝していても五位以上しか参列しなかったことになる。九世紀の儀式書が蕃客来朝時には踏歌節会に六位以下を召すとしているのは虚構であり、この時期の実態を反映した記述ではないのである。

拙稿Bで論じたように、この踏歌節会の縮小がはじまった宝龜五年を最後に、蝦夷・俘囚が上京して元日朝賀と踏歌節会に参列することがなくなる。これは「華夷思想、あるいは『小帝国』主義にもとづく蝦夷の朝貢の廃止」によるものであった⁽¹⁹⁾。また、隼人も延暦二十年に大宰府による朝貢隼人の貢進が停止された⁽²⁰⁾。蝦夷・隼人の朝貢停止は、辺境の現地から夷狄を定期的に朝貢させ奉仕させる服属儀礼の終焉であり、国家儀礼の「帝国」的性格の後退を意味する。踏歌節会の縮小もそのためであり、さらに延暦二十四年に踏歌節会における隼人の風俗歌舞が停止され、同年末には各種節会で立歌を奏した雅楽寮の歌女も番上隼人とともに削減された⁽²¹⁾。そして、令制では「蕃客宴会」の一つとして「中儀」相当であつた踏歌節会は⁽²²⁾、延喜式の段階になると意義の低下にもなつて「小儀」（近衛式）とされるに至る。

2 采女の貢進停止と群臣踏歌・蕃客踏歌の停止

踏歌節会における隼人の風俗歌舞が停止されてから二年後の大同二（八〇七）年五月、諸国郡司による采女の貢進が停止され、同年十一月にはベテランの采女四二人のみを残して終身制となった²³。岡田幸子氏によれば、以後の采女は水司・膳司に職務が限定され、女孺（女官）の供給母体ではなくなった²⁴。その前年十月には、「中頃停廢」されていた氏女の貢進が再開されており²⁵、これを代替要員として、采女の貢進停止が実施されたものと思われる。

采女は本来、兵衛を貢進しない全国の三分の一の郡から貢進するものとされていたが、天平十四（七四二）年に毎郡一人を貢進することとなり、総勢四〇〇人を超える郡司の子女が官人として朝廷に奉仕していた²⁶。氏女の貢進が停廢されていた奈良末期の女官は采女が中心的な母体だったはずである。それが大同二年に約十分の一に大幅削減されたのも、実は儀礼の改廢と深い関係がある。

采女を四二人だけ残して帰郷させた大同二年十一月には、白馬節会と踏歌節会の停止が命じられている²⁷。また、同年には、射礼も正月儀礼から外され、天武忌日として長く慶務日とされていた九月九日に移して、神泉苑で「觀射」として行われることになった²⁸。これらはいずれも奈良時代には蕃客が参列した儀礼であり（白馬節会は五位以上限定型の節会だったが、叙位された蕃客が饗応にあずかることになっていた²⁹）、それが正月に挙行されないということは、今後はそれらの節会に蕃客の参列を想定しないという、極めて重要な変更である。

このうち、踏歌節会では、采女（および氏女）から内教坊に配属された女孺（延喜中務式によれば定員五〇人）が踏歌を奏していた³⁰。また、群臣踏歌に用いる榛摺衣は縫殿寮が準備したものであり³¹、その縫製に携わったのは同寮の約八〇人に及ぶ采女であったと思われる³²。采女の

大幅削減と節会の停止は、これらの点で連動しているのである。

ただし、結果としては、これらの儀礼の停止期間は短く、白馬節会は大同三年に行われなかっただけで、早くも大同四年には再開された³³。射礼も弘仁二（八一）年には再び正月に行われており、この年の白馬節会と射礼には渤海使も参列し、射礼では蕃客が角弓で射を行った³⁴。踏歌節会についても、『内裏儀式』十六日踏歌式に「至于大同年中一、此節停廢、弘仁年中更中興」とあり、事実として弘仁三年から実施が確認できる³⁵。なお、『日本後紀』大同四年正月丁亥（十日）条には「令諸国停レ献三正月七日・十六日両節会珍味、以レ煩レ民也」とあり、『類聚国史』巻七四・歳時五・九月九日・弘仁五年三月辛亥（四日）条に「去大同二年停三正月二節迄三于三年」とあつて、大同四年には踏歌節会も実施されたかのようにもみえる。しかし、『内裏儀式』が弘仁年中の再興とすること、および弘仁二年の正月儀礼において『日本後紀』が元日朝賀・白馬節会・射礼への渤海使の参列を伝える一方、これらと並ぶ蕃客参列儀礼であつた踏歌節会の記事がないことから、やはり踏歌節会の再開は弘仁三年とみるべきように思う。

踏歌節会が再開された弘仁三年の二月には采女司が復置されて、翌年からは交替などによる新規の采女の採用もはじまった³⁶。しかし、采女の総数が四十数人であることに変わりはなく、貢進停止以前の状態に戻ったわけではない³⁷。また、先の『内裏儀式』の記事には「弘仁年中更中興」に続けて「但絲引・榛摺衣・群臣踏歌並停之」とあつて、再開後も群臣踏歌は行われなくなった。榛摺衣の下賜もないから、それを着て群臣とともに踊った蕃客踏歌も当然、行われぬ。『内裏式』上・十六日踏歌式に「或有レ勅令三客等奏三其国楽」とあるのは、それが自国の舞楽に変更された結果であろう。弘仁十三年の踏歌節会で「渤海国使王文矩等打毬、賜三綿二百屯、為レ賭、所司奏レ楽、蕃客率舞」とか「早春觀三打毬二首（使三渤海客奏三此楽）」（〜）は割書、以下同じ）とみえる打

毬にともなう舞や楽は、渤海楽ではないかもしれないが（打毬は唐から伝わったもの）、渤海使が実際に踏歌節会で舞楽を奏した例である³⁸。これは、綿を賭け物とした打毬の戯れに付随する余興的なものであった。

従来、『内裏式』の記述をもとに節会での渤海楽演奏が恒例であったとされる³⁹。しかし、『続日本紀』の渤海使による奏楽の記事は踏歌節会ではない場での事例に限られており、踏歌節会においては、踏歌その他の舞楽が記録されながら、渤海使が自国の楽を奏したことはみえない⁴⁰。『内裏式』が記載する踏歌節会における渤海楽演奏は弘仁期にはじまった新しい形態と考えるべきである。

以上のように、「帝国」型儀礼が縮小し、夷狄の参加も縮小していくなかで、踏歌節会はいったん停止され、それと連動して、節会に奉仕していた采女も大幅に削減された。踏歌節会はしばらくして再開されたものの、臣従儀礼としての群臣と蕃客による踏歌の演舞は終焉し、蕃客踏歌は余興として奏される自国の舞楽に置き換えられた。宮人踏歌は節会再開とともに復活したが、全国の郡司が采女を朝廷に出仕させる貢進制は、地方豪族が天皇に服属・奉仕する証としての実質を失い、その性格を四十数人の采女が象徴的に保存するだけとなって、多くの役割を氏女に譲った。

踏歌節会が停止されていた大同年間（平城朝）は、緊縮財政と官司の統廃合が積極的に行われた時期として知られるが⁴¹、その背景には、このような「帝国」型の儀礼構造の解体があったのであり、決して機構の改廃に留まるものではなかったのである。

二 「帝国」型国家儀礼縮小の背景——外交方針の転換——

「帝国」型国家儀礼の縮小は、それが蕃国・夷狄の上に君臨する国家構造を具象化したものである以上、日本律令国家の対外政策と密接に関

係している。

踏歌節会の縮小がはじまる宝亀五（七七四）年、来朝した新羅使が「臣」としての礼をとることなく、みだりに調を「信物」と称し、入朝を「修好」に改めたとして、日本は受入を拒否して放還した。その前日、政府は「新羅兇醜、不顧恩義、早懷毒心、常為呪詛」という新羅観に基づいて、新羅に臨む高頭の淨地（大野城山）に四天王像を造像安置し、最勝王経四天王護国品を転読して新羅の災いを攘却するよう大宰府に命じている⁴²。

ここに言う「恩義」とは、神功皇后の三韓征伐によって新羅を付庸国としたことを指しており、直接的には『日本書紀』欽明天皇廿三年六月条の「新羅西羌小醜、逆天無狀、違我恩義、破我官家、毒害我黎民、誅殘我郡県、我氣長足姫尊靈聖聰明、周行天下、劬勞群庶、饗育萬民、哀新羅所窮見帰、全新羅王將戮之首、授新羅要害之地、崇新羅非次之策、我氣長足姫尊於新羅何薄、我百姓於新羅何怨」という記述から表現を借りてきたものである。

三韓征伐伝説は日本が新羅に臣従を求める唯一の根拠とした、当時の貴族層の歴史認識であり、その関係を拒否しようとする新羅に対して、従前であれば武力発動も辞さない強硬な姿勢がとられていた（藤原仲麻呂の新羅征討計画など）。それが、同様の事態に直面しながら、ここでは新羅の脅威から国土を守るために神仏の加護を期待するという受け身の姿勢に変化していることが重要である。対新羅意識において、攻撃する側が日本から新羅に主客逆転しているのであり、日本の対外姿勢がそれだけ能動性を失っていることを示している。そして以後、三韓征伐の報復の機会を虎視眈々と窺う「敵国」新羅と、その脅威から国を守る神明の観念の出現が「帝国」型儀礼縮小の開始とほぼ同時に表れているのは、日本が君主として蕃国の上に君臨する国際関係を軍事力に訴えてでも実

現しようとする意志の後退を意味している。同年、それまで「帰化」と見做して強制的に国内に付貫することで、天皇の徳化の擬制的な表象として利用してきた新羅人漂流民を帰化と区別し、本国に放還する規定を定めたのも、「帝国」的対外方針の緩和とみることができる⁴⁴。

なお、三上喜孝氏は、先の四天王像の造像を新羅使の来着に先立つ出来事とみて、新羅に対する警戒心の理由を新羅使とは別に求め、新羅人交易者の活動の深刻化や、疫病が国土の外から持ち込まれるとする観念によるとして、それを閉じた国土観生成の要因に位置づけている。しかし、その理解は事実の前後関係を誤認したものであり、この時の警戒心は、朝貢関係を否定する新羅に対する猜疑心の発露とみるのが正しい⁴⁵。そして、この対外姿勢の後退の行き着く先に、下向井龍彦氏が論じた、新羅に朝貢を強要する外交方針の実質的な放棄と、その強制力としての軍備の解体がある⁴⁶。

宝龜十年に來朝した新羅使は、遣唐判官海上三狩の帰国とともに來日した⁴⁷。海上三狩は唐からの帰国に際して耽羅島（済州島）に漂着して島人に抑留されており、その帰国のために遣新羅使が派遣され、三狩を伴い帰国した⁴⁸。その遣新羅使と海上三狩を日本に送り届けたのが、この新羅使であった。そこで日本は、和銅八（七一五）年以来久方ぶりに新羅使を朝賀に参列させ、その勤労を嘉して、以後、このように供奉する使者には厚く恩遇を加え常礼をもって迎接することをいったんは約束した⁴⁹。しかし、本来この新羅使は貢調使ではなく、日本が要求してきた上表文も持参しておらず、朝賀で新羅国王の言として述べられた貢調・賀正の意も、実際には使者の口奏にすぎなかった。そのため、帰国に際して新羅国王に宛てた璽書（慰勞詔書）では一転して、今後は「表函」の持参によって礼遇を判断すること、および表のない使者は入境させないよう大宰府と対馬に命じたことを伝えた⁵⁰。

ここで重要なのは、表のない使者の入境禁止を国境管理の官司に指示

したこと、すなわち表のない使者は中央の判断を仰ぐことなく自動的に国境で排除すると新羅国王に通達していることであり、それによって断交となることも辞さない姿勢を示したことである。これは、仲麻呂政権が新羅使の無礼を難じて「專対之人・忠信之礼・仍旧之調・明驗之言」を備えて來朝するよう求め、王子または執政大夫を入朝させるよう命じたのと⁵¹、似ているようで異なる。後者が朝貢の確実な履行を求めたのに対して、前者はその意志がないなら拒絶するという姿勢を示したのであり、朝貢することを義務づけたわけではないからである。実際、この後に新羅使は途絶し、日本も朝貢してこない新羅に來朝を促したり問責したりするようなことはなかった。臣下の礼をとつた朝貢の履行・反復こそが、君臣関係を実体あるものとして実現・維持する手段である以上、不備があればただ拒絶するだけではなく確実に実行させることが重要なのであり、拒絶で済ませるのは大きな相違であると言わねばならない。

この直後の宝龜十一年三月には、新羅に朝貢を強要する強制力として組織された外征軍としての軍団兵士制が「除三關辺要」之外、随三國大小二つて、大規模に「減省」されることになった⁵²。この時の軍縮では、関門海峡を抱える軍事上の要地であった長門国でも、兵士一〇〇〇人の標準規模の軍団と五〇〇人の小規模軍団各一つずつの二軍団・兵士一五〇〇人から、一軍団・兵士五〇〇人へと、兵士数が三分の一に削減されており、軍縮の規模を推し量ることができる⁵³。同年七月に西日本の縁海諸国に警固が命じられているが、その国々がこの長門国や山陰道諸国などを含めて軍縮対象となっていることから明らかなように、この警固令は防衛体制の整備・強化という性格のものではない。むしろ、東日本の征夷にあわせて西日本でも、兵士削減によって国防に不慮の事態が生じないよう「安きにも危を忘れず」平時から警戒を怠らないよう誠める措置であった⁵⁴。このように、警固をとめない国防に必要な最低限の軍備を残しつつ軍縮が実施されたことは、削減対象となった軍備が国

防には必ずしも必要のない過剰なものだったことを示している。軍団兵士制の本質が外征に求められるゆえんである。持統朝における徴兵制の開始が、新羅に対して朝貢の継続を迫った直後であったことからも⁵⁵、その目的がどこにあったかがわかる。

その軍団兵士制は、延暦十一（七九二）年に辺要を除いて全廃された⁵⁶。西海道でも、弘仁四（八一三）年の兵士削減を経て、天長三（八二六）年には兵士制が廃止され、統領・選士制に移行する⁵⁷。すでに宝龜年間には軍団兵士制は「所_レ有軍兵未_レ曾教習、属_レ事徵發、全無_レ堪_レ用」と言われるような機能不全の状態にあり⁵⁸、以後の日本は最低限の防備を有するだけで、基本的に対外的軍備を持たない国家となった。その心理的不安が、上記のような神明の加護を期待する神国思想となつて表出するのであり、「帝国」的外交方針の放棄と軍備の縮小、それにもなう対外的脅威を畏怖する心理的不安、および閉じた国土観の形成は、いずれも表裏一体の関係にある。

軍備の縮小と平行して蕃客迎接儀礼の面でも、入京する使節を京城門外で迎える朝廷の使者とともに將軍が率いて威儀を示した百騎を超す騎兵は宝龜十年の唐使入京に際して徴集されたのが最後となった⁵⁹。延暦十二年には京官に準じた職制で構成され新羅使を難波に迎えた撰津職が廃止されて撰津国となり⁶⁰、続く延暦二十五年には、蕃客の上京に備えて瓦葺粉壁として整備されてきた備後以西の山陽道諸国の駅館について、その恒常的な修造をやめて、破損があれば農閑期にまとめて修理する維持管理の簡素化が行われた⁶¹。京職も京内の道橋・客館の修理清掃を直接行政的に行うことをやめ、王臣家ら京内住人に委ねて間接的に監督するようになっていった⁶²。これらのことも、蕃客に国威を示す必要性の低下、ひいては「帝国」的外交姿勢の後退を表すものである。

渤海使に対しても、日本が天平十二（七四〇）年以來、原則としてきた「上表」の要求は宝龜十年が最後であった⁶³。その後、出羽に漂着し

て迎接儀礼の形跡がない延暦五年の使節を挟んで、延暦十五年の渤海使に対して日本は慰勞詔書のなかで「勝宝以前数度啓、頗存_二体制_一、詞義可_レ觀」と述べ、「修聘之道、礼敬為_レ先」としている⁶⁴。ここには、廣瀨憲雄氏が指摘するように、君臣関係を示す「表」より緩やかな上長に奉じる「啓」をもつて礼式に叶う外交文書形式とする姿勢がみとれる⁶⁵。また「修聘（礼）」という用語についても、「賓礼」を奉ずべき「蕃国」

ではなく「諸侯」間の儀礼を意味するという重松敏彦氏の指摘がある⁶⁶。この時、日本はそうした基本姿勢を示したうえで、渤海王の「啓」が天平勝宝以前の旧儀に違うことを叱責し、「苟垂_二於斯_一、何須_二往来_一」⁶⁷と述べている。この「何ぞ往来を須_レめんや」という文言は、新羅と同様に渤海に対しても、形式を具備しない場合は国交断絶やむなしとする姿勢を示したものであり、これを受けた渤海が「朝貢之年限」を請うなど低姿勢で国交継続を望んだ結果、断交に至らなかったことは石井正敏氏の研究に詳しい⁶⁷。

ここにみえる日本の外交姿勢は、もはや渤海との間に君臣関係を樹立しようとする意志を持たず、関係の継続さえ必ずしも必要としない態度である。この時の朝貢年期の交渉は最終的に無期限と定まるが、その交渉過程で来日した渤海使の参列した延暦十八年正月の踏歌節会が蕃客踏歌の終見となった。

これと相前後して延暦十七年頃からは夷狄の公民化も始まり（拙稿B）、上述のように延暦二十年には隼人の朝貢交替制が終焉して、その四年後には踏歌節会における風俗歌舞も停止される。踏歌節会そのものが大同二（八〇七）年に停廃されると、それに奉仕する宮人の母体であった采女も大幅削減され、翌年には隼人司がいったん衛門府に併合された。弘仁三年に踏歌節会が再開されて以後も、群臣踏歌や蕃客踏歌、隼人の風俗歌舞は行われず、蕃客踏歌は余剰的な本国楽に代えられるのである。以上のように、宝龜く延暦期は外交政策の大きな転換期であった。渤海

海王の「啓」を許容し「修聘礼」とする外交は日本が渤海を高く評価するようになった表れと論じられることが多いが、むしろ蕃国との君臣關係を實體あるものとして実現しようとする伝統的な方針を放棄して、それを前提としない關係に変更したためと理解したほうがよい。そして、蕃客の参列によつて君臣秩序を具象化させた「帝国」型国家儀礼も並行して縮小され、続く大同年間には、いったん廃止されてしまうのである。

三 儀礼体系の再編

1 嵯峨朝の儀礼再興

大同四（八〇九）年二月、平城天皇が不予に陥り、同年四月には嵯峨天皇に讓位する。しかしその後、平城上皇は年末に平城宮に移ると、翌大同五年にはそこで国政に関わる詔勅を独自に発しはじめ、「二所朝廷」と言われる皇権の分裂を生じさせた。この状態は同年九月の平城太上天皇の変（葉子の変）によつて解消され、皇権は嵯峨天皇のもとに一元化されるが、この皇権分裂の背景の一つに、政策路線の対立があったのではないか。皇位継承を前後して、平城朝に断行された儀礼改廃政策は見直され、儀礼体系の再構築が図られるのである。

上記のように、大同二年十一月に停止された白馬節会と踏歌節会のうち、白馬節会は平城退位直前の大同四年正月には再開され、踏歌節会も嵯峨朝の弘仁三（八一二）年に復活した。大同二年から九月に移されていた射礼も弘仁二年には正月儀礼に戻されている。

これらの儀礼は再開後、白馬節会は弘仁四年、踏歌節会も弘仁六年を初見として豊楽院で開催されるようになる。射礼も弘仁二年に豊楽院で開催されたあと、弘仁四年には南庭、弘仁五年には馬埒殿で行われたが、弘仁六年から豊楽院の儀として定着する。それより以前、延暦十八（七

九九）年に蕃客を迎えて開催された白馬節会では、豊楽院が未完成であったために大極殿龍尾道上に仮殿を設営して朝堂院で行われたことがあった⁶⁸。このことから橋本義則氏は、造営当初の豊楽院が、蕃客来朝に備えた国家的饗宴の場であったことを指摘し、それが嵯峨朝の儀式整備政策のなかで蕃客来朝の有無にかかわらない饗宴の場としての性格を強めると論じている⁶⁹。

この指摘を先の外交關係の推移の考察と重ね合わせてみたい。宝龜十一（七八〇）年以降、日本は新羅に朝貢を求めなくなり、渤海に対しては延暦十五年には饗宴を行わず断交も辞さない態度を示した。このことから、平安遷都直後の時点で日本は、両国との外交關係の継続を必ずしも予定していなかったと考えられる。渤海使との關係の継続が確定するのは、延暦十五年十月に遣渤海使が「朝貢之年限」を奏請する渤海王啓を持ち帰った時である⁷⁰。豊楽院の造営はこれを受けて、はじめて着手されたのではないだろうか。だからこそ、長岡京の資材を再利用して造営された内裏や朝堂院と異なり、豊楽院は新たな資材（あるいは平城宮第二次大極殿）を用いて遅れて造営されたのであろう⁷¹。そして、まずは外交儀礼のための特別な場として造営された豊楽院が、平城朝の儀礼改廃を経て、嵯峨朝には外交に限らない饗宴の場として利用されるようになるのである。

なお、元日・白馬・踏歌・射礼の各節会を豊楽院の儀と規定する『内裏式』『儀式』では、それらをいづれも蕃客の参列する儀礼と位置づけ、元日節会を除いて全て、蕃客参列時には六位以下の下級官人も参加するとしている。しかし、『類聚国史』等を見るかぎり、嵯峨朝においては、そのような実態は見出せない。

まず、元日節会について。蕃客の参列した朝賀に続いて豊楽院で開催された弘仁十一年と十三年の事例には「宴侍臣於豊楽殿」（十一年）、「御豊楽殿、宴侍臣」（十三年）としかなく、蕃客の参列は記録さ

れていない。そもそも、歴史上に蕃客の参列した元日節会は一例も確認できないため、儀式書のその規定は全くの空文というほかない。

一方、この時期も白馬・踏歌・射礼に蕃客が参列したのは儀式書の通りである。しかし、九世紀の踏歌節会に六位以下の下級官人を参列させた事例がないことは上述した。白馬節会についても奈良時代以来、嵯峨朝の末に至るまで基本的に五位以上を参列範囲としており、平時か蕃客来朝時かを問わず、実例では六位以下の参列は確認できない。

『類聚国史』は弘仁七年・十三年・十四年の白馬節会の参列者を「群臣」とするが、「群臣」が必ずしも全官人を意味しないことは踏歌節会の場合と同じであり、その他の嵯峨朝の九事例は全て「五位已上」となっている。特に、蕃客が正月儀礼に参加した弘仁十三年は、白馬節会の参列者については「群臣」としかなく、踏歌節会は「五位已上」と『類聚国史』に明記されており、逆に踏歌節会の参列者を「群臣」とする弘仁十一年の白馬節会は蕃客参列時ながら「五位已上」であって、白馬・踏歌ともに六位以下の参列とする『内裏式』と完全に一致する年は存在しない。したがって、『内裏式』に依拠してこの「群臣」を全官人であると断定するわけにはいかない。踏歌節会が弘仁末年までほぼ全て五位以上ないし侍臣に限られる以上、白馬節会も五位以上限定であったと考えるべきである⁷⁰。

嵯峨朝の射礼の参列範囲は不明である。

このように嵯峨朝においては、宝亀年間から引き続き、正月の各種節会に参列する官人は蕃客参列時であっても基本的に五位以上に限られていた。こうした蕃客饗応儀礼の全体的な縮小のなかに、君臣関係の樹立を実質的に放棄したあと、蕃客来朝を重要視する姿勢が後退した様子を見出すことができる。

また、弘仁二年には節会とは別に、特別に選抜・指名された公卿と容儀ある五位以上が蕃客と共同飲食する「饗」が行われるようになる。

『日本後紀』弘仁二年正月乙卯（二十日）条では大納言・中納言・参議各一人が遣わされ、『日本三代実録』元慶七（八八三）年五月十日条では「大臣已下」と「五位已上有容儀者卅人」が侍しており、従五位下官人一人が客徒を率いて食を供し（延喜太政官式・蕃客条に豊楽院・朝堂各一人を任命するとある「供食使」に当たる）、中使が渤海使に御衣を賜っている。五位の供食使は『続日本後紀』承和九（八四二）四月癸酉（九日）条では帰国の迫った使節に対して国王・大使への賜禄と饗応を宣する宣命を読み供食しているように送別の使者である。また、供食使とは別に延喜治部式・蕃客条の「共食」として七位官人が任命されたことも『日本三代実録』貞観十四（八七二）年五月廿三日条から知られる⁷¹。

この朝集堂の饗については、執政大臣の私宅での饗を背景に太政官中心の儀礼として定着したとも、唐皇帝が麟徳殿に出御して行う送別儀礼とは別に宰臣に命じて中書省で外国使をもてなした宴を原型として新たに創設されたとも指摘されているが⁷²、八世紀にも天皇が出御せず宮中で行われた蕃客の「饗」は存在した。それは蕃客が正月以外に入朝した際に朝堂で行われた饗であり、参加者が明らかな事例に乏しいものの、宝亀三年の事例では五位以上が参加して共同飲食し、国王・大使以下に禄を賜っている⁷³。

榎村寛之氏によれば、節会などの「宴」は親睦性を本質として、それを天皇が臣下に賜うことで、官位制を超越した君臣の一体的意識を確認する儀礼となったとされる。それに対して「饗」は、服属者・被支配者を饗応する性格のものであるという⁷⁴。八世紀の蕃客が参列した節会はおおむね「宴」と表記され、そのなかで国王への賜禄や大使以下への叙位も行われており、それを通じて蕃国の王とその使者を天皇の外臣と位置づける役割を果たしたと言えよう（ただし、蕃客参列の踏歌節会には「饗」の表記も多く、その服属儀礼的性格が表われている）。一方、日本が重要視した正月儀礼に参加しない場合は、文武百官とともに「宴」に

あずかることはなく、その来朝をうけた天皇不出御の「饗」として朝堂でもてなし、国王等への賜禄もその場で宣せられた。

朝集堂での「饗」は、嵯峨朝の儀礼再編のなかで唐制に倣って、この従来は「宴」に参加しない場合の蕃客に対して行っていた「饗」を「宴」とともに言い、国王等への賜禄を「宴」から移して独立させたものにとらえるべきではなからうか。それを朝堂からその一角の朝集堂へと場を縮小して行っているところには、蕃客の来朝を尊重しながらも、やはり国家的には意義を低下させた当該期の外交のあり方がみてとれる。

以上のように、全体的に蕃客の接遇を縮小させた形で行われた嵯峨朝の儀礼再興は、決してかつての「帝国」型儀礼体系の復活ではない。豊楽院が外交儀礼に限らない饗宴に使途を広げるのも、その文脈のなかで理解すべきことであろう。

『日本紀略』弘仁五年五月乙卯（九日）条に「制、新羅王子来朝之日、若有^①朝献之志^②者、准^③渤海之例^④、但願^⑤修^⑥隣好^⑦者、不^⑧用^⑨答^⑩礼^⑪、直令^⑫還却^⑬、且給^⑭還粮^⑮」とあることをもって重松敏彦氏は、この時期まで日本は国家使節としての新羅使来航の可能性を完全には捨てておらず、あくまで朝貢関係を強制したと論じている⁷⁷。しかし、「帝国」型儀礼の改廃状況からみえてくるのは、宝亀年間以降の「帝国」的外交方針の後退と平城朝における断絶であり、それに続く弘仁期を八世紀以来の外交方針の単純な継続とみることはできない。

むしろこれは、嵯峨朝の儀礼再興のなかで、あらためて蕃客来朝時の原則を国内向けに定め直した理念上の内規とみるべきものであり、新羅に提示したわけではないことから明らかなように、必ずしも新羅使が実際に来朝することを期待してのものではなかった。また、この「制」が基準とする「渤海之例」とは、先述のように「表」ではなく「啓」でよいとする、君臣関係よりも緩やかな関係を許容したものであった。実際、仁和元（八八五）年に前年の漂流民送還を謝して来朝した新羅使が「国

王啓」を持参しないために放還されたように、新羅に対しても「啓」で礼式に叶うとされたことは、廣瀬憲雄氏が指摘する通りである⁷⁸。ここでは「表函」を必須とした宝亀十一年より基準が引き下げられているであり、嵯峨朝の外交方針が君臣関係の樹立を目指すものではなかったことを示している。

2 天長年間以降の儀礼再編

① 豊楽院の儀から紫宸殿の儀への変化と外交関係

上記のように、豊楽院は当初、外交儀礼における饗宴の場として造営された。さらに嵯峨朝には、蕃客来朝時に限らず元日・白馬・踏歌・射礼・新嘗の各種節会で広く利用されるようになる。これらの節会は新嘗会を除いて、理念的には『内裏式』や『儀式』が蕃客参列儀礼と規定するものである。ところが、これらの節会は九世紀を通じて次第に豊楽院の儀から紫宸殿の儀へと移行していくことが知られている⁷⁹。その要因は従来、政務運営や昇殿制の成立に至る貴族社会のあり方の変化と関連づけて、天皇の日常政務の場への移行として論じられてきた⁸⁰。その視点は、儀礼が内裏に集中していくことの説明としては的確なものである。しかし、豊楽院の儀でなくなることの説明としては不十分ではないだろうか。豊楽院の儀の性格が外交儀礼とも密接に関係するなら、その場の変化もまた、外交との関わりを考慮に入れる必要がある。

変化が現れるのは淳和朝の天長年間からである。『類聚国史』によれば、もともと平城宮では内裏で行われていた元日節会が、弘仁十年代前半に豊楽院で行われたわずかな期間を挟んで、弘仁十五年（天長元年、八二四）から再び内裏の紫宸殿で行われるようになる。踏歌節会も、豊楽院での開催は弘仁十三年が終見であり、その後、天長四年には紫宸殿で行われており、以後、それが定着する。

この弘仁末年から天長初年にかけての時期の外交上の大きな変化は、渤海使が正月儀礼に参列しなくなることである。

『類聚国史』巻一九四・殊俗・渤海下によれば、弘仁十四年に来朝した渤海使に対して日本は不作・疫病などによる民衆の疲弊を理由に入京させず、翌天長元年五月に賜物を与えて帰国させたが、この折の天長元年正月二十四日、右大臣藤原緒嗣の上表によって、渤海使の入朝を一紀（十二年）一貢とする年期が定められた。この決定の背景には、渤海使を「実商旅」とみなし、その迎接が「経営重畳」となることを厭う当時の日本の外交姿勢があった⁸¹。年期の制定は、その間隔が短ければ積極的に来貢を求める意志を示すことになるが、逆に期間が長ければ長いだけ、頻繁な来貢を誠める役割を果たす。そして、これ以降、渤海使の来貢が十二年に一度に制限されただけでなく、その迎接時期も正月から四・五月に変化するのである。その結果、渤海使の正月儀礼への参加は弘仁十三年を最後に途絶えることになった。

これと軌を一にするように、かつては蕃客の参列する節会のなかでも盛大に行われていた踏歌節会が、元日節会とともに紫宸殿の儀に移行するのであり、そこには深い因果関係が想定できる。つまり、外交の重要性が低下していくなかで、むしろ蕃客迎接の経費が過重に感じられるようになると、外交頻度は低減され、渤海使の正月儀礼への参加も終焉した。その結果、蕃客迎接儀礼に組み込まれていた正月儀礼は縮小されて、豊楽院の儀から紫宸殿の儀へと移行していったのである。渤海使が日本に滞在中であった弘仁十四年末、淳和天皇が「凶年之間」の朝賀における礼服着用の停止を発議したことを受け、その後は儀式において特別な役目を有しない四位以下の礼服の着用が凶年に限らず廃止されたのも⁸²、一連の事柄として理解することができよう。

弘仁末から天長期に撰上・修訂された『内裏式』および貞観期の『儀式』には、正月の元日・白馬・踏歌・射礼の各種節会に蕃客が参列した

場合について記載がある。しかし、天長年間以降に蕃客が正月儀礼に参列することはないので、これらは全くの空文である。天長年間以前についても、蕃客参列時の官人の参加範囲が異なっていることは上記の通りであり、『内裏式』『儀式』の記す蕃客参列の節会は、実在したどこかの時点のあり方をそのまま記したのではないことに注意が必要である。

②白馬・新嘗節会の拡大と倅囚見参

嵯峨朝まで蕃客が参列した正月儀礼のうち白馬節会と射礼はその後も豊楽院の儀であり続け、紫宸殿（射礼は建礼門南庭）への移行が九世紀後半までずれ込む。この事実は、外交と儀礼の変化に因果関係を認める本稿の視点と矛盾するかのようだが、そうではない。これらの儀礼は、外交とは別の新たな意義を付与されて再編されるからである。

白馬節会は元来、五位以上参列型の儀礼であり、それは豊楽院で行われるようになった嵯峨朝でも変わっていない。ところが、仁明朝には豊楽院に出御した天皇が「百官」を饗応するものとなつている⁸³。その間の淳和朝は参列範囲の分かる事例に恵まれないが、私見ではこの淳和朝の早い時期、すなわち元日・踏歌節会が紫宸殿の儀に移行すると同時に、白馬節会は全官人参列型の儀礼に転換したと考える。それは、同時期に編纂・修訂された『内裏式』が通常時の参列範囲を「五位已上・六位已下」としているからである。その編纂以前には一切存在しない形態が儀式書に規定されたとは考えにくい。

弘仁十二（八二二）年正月の撰進時点では、前年の白馬節会が「五位已上」限定であるため⁸⁴、まだ下級官人の参列規定はなかったと推測される。『内裏式』の跋文によれば、規定された儀礼は「頃年頗革」して「節会供張」などの「新変」があり、それを反映させるために天長十（八三三）年に修訂が加えられたという。白馬節会が拡大されるのはこの間のことではないだろうか。『内裏式』は天長年間に紫宸殿の儀に移行

した節会を以前そのまま豊楽院の儀としていたなど、必ずしも修訂時の実態をそのまま反映しているわけではないが、初進時には先例のなかった白馬節会への六位以下の参列という規定は、天長十年までの間に実施されるようになった実態を受けて改訂された部分と考えられる。

このように考えると問題となるのは、『内裏儀式』も蕃客参列時に限つてだが、白馬節会に六位以下の参加を規定していることである。

『内裏儀式』に規定された正月儀礼は、弘仁九年三月の儀礼唐風化以前の古礼を反映していることが指摘されている⁸⁵⁾。しかし、『続日本紀』に参列範囲の記載のない慶雲三(七〇六)年と天平十二(七四〇)年の例を除いて、弘仁九年以前の事例が全て五位以上参列型であったと史料的に確認できる蕃客入朝時の白馬節会に「六品以下」を参加させる記述は、その時期の実態とは明らかに異なっている。

『内裏儀式』の成立年代については『内裏式』との先後関係をめぐって議論があり、全てが『内裏式』より古いとは必ずしも言えない。例えば、『内裏儀式』には宮城の殿閣・諸門の名称が唐風化された弘仁九年以降の名称である「延政門」が賜鑰并進式や少納言尋常奏式の本文にみえ、後者には「紫宸殿」の名称や弘仁十一年成立の掃部寮もみえる。名称のみならず所作についても、少納言尋常奏式を七日宴会式と比較すると、版位に就いて奏上した少納言が主鈴を喚んでいったん廊前に退き待機する作法は、七日宴会式が跪く古礼とするのに対して、少納言尋常奏式では立礼となっている。少納言尋常奏式が全体として唐風化以後の様相を示すように、『内裏儀式』の式文が全て唐風化以前の方であるとは言えない⁸⁶⁾。白馬節会参列範囲の実態と規定との不一致からすると、七日宴会式にみえる蕃客入朝時の参列範囲の記述も『内裏式』と同時期、弘仁末年よりあとの手が入っていると考えざるをえない(ただし、ベースとなっている式文それ自体は豊楽院の殿舎の名称の記載などから、豊楽院が造営途上だった延暦十八(七九九)年から殿閣・諸門の名称が唐風

化される弘仁九年までの間のものと思われる―拙稿C)。

『内裏式』『内裏儀式』とも、白馬節会に六位以下を参列させる規定は天長初年の参列範囲の拡大を受けてのものともみてよいであろう。実は、その時期にはすでに白馬節会に蕃客が参列することはなくなっており、儀式書が想定するような六位以下と蕃客がともに参列した白馬節会は歴史上に存在しない(その実例のようにみえる弘仁十三年の「群臣」参列の白馬節会が該当しないことは上述の通り)。にも関わらずこうした記述がなされた理由については後述する。

以上のように淳和朝以降、豊楽院に「百官」を集めて開催されるようになった白馬節会は、仁明・文徳朝には紫宸殿で行われる場合も多くなる。しかし、その際にも参列者は「百官」であった。その後、豊楽院での開催は貞観三(八六一)年まで続いたが、翌年から東宮前殿で行われるようになる。貞観八年以降は紫宸殿の儀として定着する。山下信一郎氏によれば、白馬節会が紫宸殿で行われた際には、六位以下の官人は承明門外の幄に参列する形態をとった⁸⁷⁾。そして、遅くとも十世紀初頭までには六位以下の参列もなくなってしまうようである⁸⁸⁾。

白馬節会にみられるこのような変化は新嘗会もほぼ同様であったと思われる。仁明・文徳朝に百官の参列した事例が確認できる。新嘗会の豊楽院での開催は仁寿三(八五三)年までみられ、その後は大嘗会のみが豊楽院で行われるようになり、新嘗会も紫宸殿に移行する。

この二つの節会に共通するのは、延喜太政官式・俘囚交名条に「凡正月七日・十一月新嘗二節、預給^レ禄俘囚交名、別紙而奏、雖^レ帶^二五位^一猶同^二此例^一」⁸⁹⁾とあるように、俘囚見参があることである。拙稿Bで論じたように、正月儀礼に蕃客の参列がなくなる淳和朝の天長年間に元日・踏歌の二節会が紫宸殿の儀に移行する一方で、白馬・新嘗両節会は俘囚の参加する饗宴として規模を拡大して行われるようになる。この俘囚の節会への参加は、それを率いた宇漢米公と爾散南公が代々、「以下^下曾^上経^二征

戦一、有勲功上也」、「以勲功之苗裔」也⁹⁰という理由で叙爵されていることからすれば、先祖の勲功に対する褒賞であり、それを通じて征夷事業の成果による新たな国家統合を確認する役割を担ったと理解できる。白馬・新嘗両節会に参加して俘囚見参を提出する俘囚は、近江国に移配されたことよって奥羽の現地と切り離され、身分的にも「夷狄」であることを必須の要件としなくなっていた。それは、もはや「帝国」的國家秩序を實體あるものとして具現化する機能を果たすものではなく、かつての蝦夷・俘囚の朝貢とは異質なものであった。

以上の他に射礼も長く豊樂院の「大射」として行われた⁹¹。射礼が主として建礼門南庭で行われるようになる貞観八年以降でさえ、天曆十一（九五七）年まで断続的に豊樂院で挙行されている⁹²。それは、蕃客が参列しなくなったあとでも「射礼者国家大事、不可_レ闕_二而闕_一」と認識されて重視されたことによる⁹³。

③蕃客饗応儀礼の再編

以上のように、蕃客迎接儀礼から切り離された正月儀礼は、「帝国」性を払拭した儀礼に姿を変えて再編されていく。一方、四月ないし五月に迎接することになった蕃客に対しては、白馬節会や踏歌節会、射礼がそれまで担ってきた役割を引き継ぐものとして、「賜蕃国使宴」（延喜式部式下。以下、蕃国使宴と呼ぶ）および五月五日の馬射（端午節会）が、前者は豊樂院で、後者は武徳殿で、天皇の出御と百官の参列をもって行われるようになり、白馬節会に際して行われていた蕃客叙位もこの蕃国使宴で行われるようになる⁹⁴。ただし、百官が参列するといっても、蕃客に対して王啓で良しとする外交姿勢は変わっていないため、国家間の君臣秩序を確認する場であるとは見做しがたい。また、いかに盛大に行われようと、それが十二年に一回という限られたものにすぎないことは銘記しておく必要がある。

先に、『内裏儀式』七日宴会式および『内裏式』『儀式』が想定する正月の各種節会への文武百官と蕃客の参列は実態とは異なる空文であったと指摘したが、実は、正確に言えば、これらの儀式書に記載された、豊樂院に蕃客を迎えて文武百官が集い天皇出御のもとで催される九世紀の饗宴というのは、全くの虚構というよりも、蕃国使宴の内容を節会に投影したものと理解する方がよい。蕃客饗応儀礼が正月の年中行事から分離されて単独で行われるようになった際、それを儀式書の上では独立して規定せず、各節会に蕃客が参列した場合として記載する形式をとったのである⁹⁵。その結果、式文は実際の節会と異なる記述となった。しかし、蕃客に関する要素を蕃国使宴のものとして見れば、各節会固有の部分を除いて『日本三代実録』元慶七（八八三）年五月三日条が伝える実例や延喜式部式の条文と矛盾するところはなく、淳和朝以後の実態を伝えるものとして利用することが可能である。

儀式書の編纂に当たって蕃客の饗応を節会の次第に組み込んだのは、実態を失いながらも、本来は正月儀礼で蕃客を迎接すべきとする理念を抱き続けていたためであろう。貞観期以前に実例としては存在する五月五日の馬射（端午節会）への蕃客参列を『儀式』が記さないのも、そのような理念を実態よりも優先したためと言える。渤海使がもたらす王啓を許容しつつも、天皇は君主としての立場から慰勞詔書を出し続けたところにも⁹⁶、一方的な自意識ながら君臣関係を基本とする理念の保持がみられる。

ところで、『内裏式』『儀式』には、元日・白馬・踏歌の各節会において、蕃客参列時には国栖の歌笛および大歌・立歌を奏しないとある。先の考察を踏まえれば、天長年間以降の場合は節会ではなく蕃国使宴でこれらの歌唱を行わないと読み替えることができる。この芸能はいずれも日本在来の歌謡であり、国家統一の象徴として地方の国ぶりの芸能を國家儀礼に取り込んだものとされる⁹⁷。この他、同様に外交の場では行わ

れないとされた在来の習俗に延喜準人式・大儀条が規定する準人の吠声があり、拙稿Bで論じたように、それが外交儀礼から排除されるのは天長年間以降のことと考えられる⁹⁷。準人の吠声がそうであるなら、国栖奏や大歌・立歌の排除も同様に天長年間以降と理解すべきであろう。八世紀の外交儀礼では蝦夷や準人、国栖などの異種族、および日本固有の芸能を伝習する人々が服属する様を蕃客にみせることで小世界に君臨する「帝国」の主としての天皇の権威を誇示していた。その要素を外交儀礼から取り除くことは、儀礼の表現する「帝国」性を払拭することに他ならない。

荻美津夫氏の指摘によれば、貞観年間（八五九〜八七七）から元慶年間（八七七〜八八五）にかけて、蕃客の有無にかかわらず正月の節会では大歌・立歌が奏されなくなり、蕃国使宴と同様に雅楽寮の奏楽に置き換えられていくという。八世紀の節会で奏された大歌や立歌について『続日本紀』には基本的に記述がなく、わずかに天応元（七八一）年の大嘗会にみえるのみだが、『類聚国史』巻七一・歳時二・元日朝賀・延暦十四（七九五）年正月庚午朔条に「宴^一侍臣於前殿、奏^二大歌及雅楽^三」とあるように、八世紀末の元日節会では雅楽とともに大歌が奏されていたことが確認できる。それが『日本三代実録』の段階では「雅楽寮奏^レ楽^一」といった表現に変わるのである。私見では、その変化の時期は文徳朝の末年から清和朝の初めごろと考えるが、この変化を荻氏は「蕃客朝の末年から清和朝の初めごろと考える⁹⁸。また、この指摘を受けて大^有る形で音楽が行われた」ととらえた⁹⁹。また、この指摘を受けて大日方克己氏も「渤海使の正月入京がなくなり正月儀礼から排除されていくにもかかわらず、帝國的性格の形式だけはとられ続け」たと論じている⁹⁹。しかし、国栖奏や大歌・立歌の奏楽のない外交儀礼が律令制本来のあり方ではなく九世紀にはじまる新しい形式とみる本稿の立場からすれば、大歌・立歌から雅楽寮の奏楽への変化は儀礼の唐風化であるとは言えても、それが「帝國的な性格」を意味するとは言えない。むしろ国家

統合を象徴する国ぶりの芸能が失われていくことは、律令制的な「帝国」構造の後退ととらえるべきである。

④小括

以上のように、君臣関係を求めず意義の低下した渤海使との外交は一紀一貢に制限され、朝賀の儀への参列も不要となったことで、正月儀礼に渤海使が参加しなくなる。その結果、かつては「帝国」型儀礼であった踏歌節会は蕃客を饗応する役割を失って豊楽院の儀から紫宸殿の儀へと移行し、「小儀」に格下げされることとなった。

一方、三十八年戦争の勲功を賞して俘囚に参加を認めたま白馬・新嘗両節会は、征夷による新たな国家統合を象徴する儀礼として規模を拡大して実施されるようになる。

寺崎保広氏によれば、渤海使の入朝が四・五月に移行したあと、朝賀の儀に代わって蕃客朝賀の中心となった受蕃国使表の儀は、中儀から大儀へと格上げされた¹⁰⁰。この受蕃国使表の儀では、「親王已下五位已上、及百寮初位已上」が朝堂院に列立して渤海使が王啓と信物を天皇に奉るのを見守った¹⁰¹。ただし、大儀とされた時期にはすでに天皇は大極殿に出御することなく内裏で王啓と信物を受け取るようになっており、衛門府・兵衛府の儀衛は不出御の例として小儀に準じたものになっている¹⁰²。儀礼の格付けの引き上げとは裏腹に、実態はむしろ低い格式での実施だったのである。

節会における蕃客の饗応を受け継いだ豊楽院の蕃国使宴には天皇も出御し、文武百官の参列するなか、位階を授かった蕃客が日本の朝服を着て共食するなど、盛大に行われた。しかし、百官が参列する受蕃国使表の儀や蕃国使宴は十二年に一回という極めて限られたものでしかなかった。

これら受蕃国使表の儀や蕃国使宴といった外交儀礼においては、日本

の在来的要素が排除されるようになるが、それは拙稿Bで論じたように、夷狄支配を含む「帝国」的支配秩序の解体と表裏の關係にあった。延暦十八（七九九）年の君臣關係を前提としない外交關係の成立と前後して夷狄の公民化が開始され、律令制的身分秩序の解体がはじまる。以後の俘囚の節会参加や畿内隼人による儀礼への奉仕は「帝国」的国家秩序の表象としてではなく、個別に国家に服属した歴史を象徴するものに過ぎなくなった。そして、律令制的身分秩序の解体は最終的に十世紀初頭には完了し、新たな国家体制へと移行していくのである。

おわりに

日本における律令国家の建設とは、李成市氏によれば、朝貢国に位置づけようとする新羅を政治的・文化的に凌駕するために、世界帝国としての唐に絶対的な規範を求めたものであった¹⁰³。それは、唐との直接的な外交關係を持たなかった天武・持統朝において、新羅に学びながら編纂した飛鳥浄御原令が朝鮮半島のな要素を多分に残していたのに対して、大宝律令は一段と中国的色彩を強めたものであったことに端的に表れている¹⁰⁴。そして、その律令国家体制の理念のもとに倭王権の伝統的な支配關係¹⁰⁵が包摂され、一つの体系として統合されているところに日本律令国家の特徴があった。

日本にとって九世紀は、新羅を朝貢国とする外交方針を放棄したことにもない、律令国家の「帝国」的国家構造を解体していく過渡期の時代であったと言えるが、唐を規範とする価値観はただちには失われなかった。いや、むしろ奈良時代的な「帝国」的国家秩序に代わる權威をさらに積極的に唐に求めさえした¹⁰⁶。それが、对新羅關係を基礎づけてきた記紀神話イデオロギーからの解放と相まって、「唐風化」の現象を生んだことについては、拙稿Cで論じた通りである。

このように、唐を規範として建設された律令国家体制の解体と、天皇をとりまく宮廷を中心とした「唐風化」という二つの側面が同時に進行したことに注意を要する。「唐風化」によって単純に国家そのものが同時代の中国と同期・同質化する方向に向かったわけではなかった。

律令国家体制の体系のもとに統合されていた諸關係は分解され、個々の領域ごとに国家支配のもとに位置づけられることになった。夷狄身分の解消によって公民との区別がなくなっていく蝦夷・隼人の服属儀礼が、国家的な華夷秩序の理念を失って、個別に服属の由緒を象徴するものへと転化していくのは、その一つの表れである。宮廷儀礼や官僚社会を中心に礼や法（格式）の継受が進むなど、形式的側面で「唐風化」が著しい一方¹⁰⁷、律令制的な民衆支配が解体に向かうのも、律令制の体系的な解体ゆえと言えるであろう。

中国文化に対する姿勢を如実に表す漢字音の受容に目を向ければ¹⁰⁸、律令制下の音博士への唐人起用にはじまり、桓武朝の奨励政策によって徹底された漢音の使用が以後の明経道・文章道の漢籍音読の基本となる。それは唐文化を象徴する儒教的礼や文章経国主義への志向の高まりを示すが、一方で、現実と乖離して律令解釈学の性格を強める明法道や伝統を遵守する仏教の分野では依然として吳音が使われ続けた。加えて、大学寮で学ばれた漢音も平安期初頭までに受容した音を基礎とするもので、九世紀の唐代中国の音韻変化を反映した「新漢音」は天台・真言密教の儀式・法会の声明という形で受容に留まり、広がりを持たなかった。

文化摂取の基礎となる新しい漢字音の全面的な摂取に向かわなかったことは、唐文化の摂取を積極的に行いながらも、その基底をなす「唐」認識がある程度すでに固定し観念化しつつあることを示しているようにも思われる。廣瀬憲雄氏によれば、承和年間以降、『白氏文集』などの漢詩文が日本の文学に大きな影響を与える一方で、日本の慰勞詔書・論事勅書の文言に唐のそれらで使用された語句を新たに取り入れることがな

くなるという¹⁰⁾。平安期の物語作品が素材として用いた漢籍がほぼ九世紀までに受容した古典から抽出された類書の知識に基づくという小塩慶氏の最近の指摘も重要であろう¹¹⁾。

一方で、九世紀の「唐風化」は、外交儀礼の場から在来的要素が排除されたように、一面では混合されていた「唐」と「和」を区別し、棲み分けることでもあった。このことは、唐に対する規範意識が薄らいだあと宮廷社会の表面に「和」の世界が立ち現れてくる前提となるものであった。

律令国家体制が最終的に解体される九世紀末から十世紀初頭には、唐に対する規範意識にも変化が現れた。それを象徴的に示すのは、佐藤全敏氏が指摘した天皇の日常生活における隋唐様式の後退である。

佐藤氏によれば、律令制下の天皇の朝夕御膳は高さのある「大床子」に座って「御大盤」(テーブル)に並べられた銀の食器を用い、髪を結い上げた女性が奉仕する隋唐的なスタイルのものであり、内膳司以下の令制官司が調備した。ところが、十世紀以降になると朝夕御膳は象徴的な性格を残して脇に迫いやられ、日常的な食事は垂髪の女性が奉仕して、天皇も畳に座り土器と木箸を用いて食す、御厨子所が調備した朝干飯御膳に取って代わられた。それにもなつて延喜十一(九一一)年には、食材の調達範囲(御食国)も全国から畿内近国へと縮小再編されるという。この説に対しては異論も出されているが、私見では佐藤説が正しいように見受けられる¹²⁾。

佐藤氏が指摘した変化を筆者なりに受け止めれば、それは、日本全土の支配者として中国皇帝になぞらえられた律令制的な天皇像の実質的な放棄と、それにもなう国家体制の転換であり、これ以降の天皇は新たな支配体制のもと、直接の恩寵の及ぶ範囲を限定した「宮廷社会の主宰者」として姿を現すことになる¹³⁾。長く豊楽院の儀であり続けた白馬・新嘗両節会が九世紀後半には紫宸殿の儀に移行し、十世紀初頭までには

六位以下の参列もなくなるように、宮廷儀礼は五位以上を基盤とするものになり、そのなかにさらに昇殿制に基づく公卿・殿上人・諸大夫という身分秩序が生まれる¹⁴⁾。朝賀も一代一度の盛儀として行われるだけになり、毎年元日の天皇に対する拝礼は昇殿制の身分秩序に基づいた小朝拝として行われるようになった¹⁵⁾。国家理念を表象する朝賀や節会などの国家儀礼が巨大な官僚機構の運営のもとで盛大に催された律令国家に対して、十世紀以降になると、官方・藏人方に機能的に再編された小規模な国家機構が運営を担い、天皇と公卿・殿上人とが飲食を共にして芸能を観覧する遊興的な宮廷儀礼(相撲・競馬・賭弓など)が内裏を舞台として行われるようになる¹⁶⁾。宮廷儀礼は年中行事として体系化され、その一挙手一投足の作法が故実・先例として貴族の規範となっていく。しかし当該期の貴族層にとつて、その儀礼作法がもとをたどれば中国の「礼」に由来するという認識は希薄であり、中国に規範を求める意識は乏しいものとなつていたと指摘されている¹⁷⁾。それは、外交政策の転換にもなう律令制的な「帝国」型国家構造の解体が迫り着いた一つの帰結であった。

註

- (1) 以下の国家儀礼の詳細は拙稿A参照。
 (2) 踏歌節会は後世の称だが、正月十六日は養老雜令に「凡正月一日、七日、十六日、三月三日、五月五日、七月七日、十一月大嘗祭、皆為二節日」とある。「節日」に当たり、例えば『続日本紀』和銅三(七一〇)年正月丁卯(十六日)条に「賜宴文武百官并隼人・蝦夷」とあるように、賜宴があった。踏歌の芸能も、奈良時代の初めから行われていたとみられる(拙稿A九〇頁)。そのため、本稿では便宜的に奈良時代の節日行事も含めて「踏歌節会」に統一して表記する。他の

節会も同様に後の呼称を用いる。

なお、先行研究で踏歌節会の初見とされる天平二（七三〇）年正月十六日の例は、大安殿で宴が行われた後、皇后宮に場を移して行われているように、前年八月の光明子立后を受けて、通常とは異なる次第で行われたために『続日本紀』に特記されているにすぎず、これをもって天平期から踏歌節会が行われるようになったとみるべきではない。

節宴から節会への変化については古瀬奈津子「格式・儀式書の編纂」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九九四年)二五〇～二五四頁に詳しく述べられているが、踏歌節会に即して見直した場合、その説明には疑問が残る。恒例のことは基本的に記述しない『続日本紀』における記述の有無に基づいた儀式の変遷は再考の余地があり、あるいは「節宴」から「節会」への変化は唐礼に基づく名称の変化に止まるのではないかとも思われる。

(3) 射礼も奈良時代の本来的な名称は「大射」だが、奈良時代から平安時代にかけての変化を論じる本稿では便宜的に「射礼」に統一して表記する。

(4) 橋本義則「平安宮草創期の豊楽院」(『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年、初出は一九八四年)。

(5) 古瀬奈津子「平安時代の『儀式』と天皇」(前掲註二著書、初出は一九八六年)。

(6) 内容の詳細は、拙稿A参照。

(7) 『続日本紀』大宝元(七〇一)年正月庚寅(十六日)条。

(8) 磯貝正義「采女貢進制の基礎的研究」(『郡司及び采女制度の研究』吉川弘文館、一九七八年、初出は一九五八年)、麻野絵里佳「奈良時代における畿外出身女孺に関する一考察」(『史観』一三一、一九九四年)、仁藤敦史「トネリと采女」(『古代王権と支配構造』吉川弘文館、二〇一二年、初出は二〇〇五年)、岡田幸子「大同二年の采女制度

停止について」(『学習院大学人文科学論集』XX, 二〇一三年)。

(9) 「榛措」については、増田美子「古代服飾の研究―縄文から奈良時代―」(源流社、一九九五年)二六五～二七八頁。榛措衣は踏歌のほか大嘗祭や鎮魂祭で神祇伯以下の主たる祭事者が斎服として着したことが知られる。なお、拙稿Aでは「榛措衣」の読みに誤りがあったので本文の通り訂正する。

(10) 『続日本紀』延暦三(七八四)年正月戊子(十六日)条。

(11) 『続日本紀』宝龜十(七七九)年正月丁巳(十六日)条。

(12) 『日本後紀』弘仁六(八一五)年正月戊子(十六日)条、『類聚国史』巻七二・歳時三・弘仁十三(八二二)年正月戊申(十六日)条。

(13) 『日本後紀』延暦十八(七九九)年正月辛酉(十六日)条。

(14) 『類聚国史』巻七二・歳時三・弘仁十一(八二〇)年正月己丑(十六日)条。

(15) 『続日本紀』天平宝字三(七五九)年正月乙酉(十八日)条。

(16) 『続日本紀』天平宝字七(七六三)年正月庚申(十七日)条。

(17) 『内裏儀式』元旦受群臣朝賀式并会、七日宴会式。これには東第一殿は「不_レ升_レ殿三品以上座」とし、四・五位の座について記載がないが、『内裏式』上・七日会式によれば「四位・五位座_三於顯陽・承_二歛_一両堂」とあり、それが蕃客参列時には全て顯陽堂に集められるのである。

(18) 堀井佳代子氏は「群臣」とあることをもって六位以下の参列を想定し、宝龜五(七七四)年以降節会が縮小しても蕃客参列時には拡大して行われるようになるとしてこれを重視する(『外国使節の朝賀・節会への参加』(『平安前期対外姿勢の研究』臨川書店、二〇一九年)一〇四～一〇九頁)。しかし、そのようには理解できない。弘仁年間にはおおむね次侍従以上(侍臣)のみの踏歌節会が蕃客参列時には五位以上であるという違いは確かにあるが、蕃客参列時に六位以下まで参列

したという事実は認めがたい。

- (19) 熊谷公男「節会に参加する蝦夷」(熊谷公男・柳原敏昭編『講座東北の歴史第三巻 境界と自他の認識』清文堂出版、二〇一三年) 二四六〜二四七頁。

- (20) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・隼人・延暦廿(八〇二)年六月壬寅(十二日)条。

- (21) 『日本後紀』延暦廿四(八〇五)年正月乙酉(十五日)条、十二月壬寅(七日)条。

- (22) 宮衛令集解元日条古記。大儀・中儀・小儀の区分については、寺崎保広「大極殿史料の検討」(『平城宮発掘調査報告』XIV、一九九三年)一七六〜一七七頁、黒須利夫「大儀の系譜―律令国家の威儀をめぐる一考察―」(『歴史人類』二四、一九九六年)。なお、黒須論文四頁「表①儀礼のランク」は、踏歌節会について、『内裏儀式』では中儀『内裏式』では上儀とする。これは「供設・儀式一同三元日会」とあることによると思われるが、「中儀」「上儀」と明記されているわけではなく、厳密には不明である。

- (23) 『類聚国史』卷四〇・後宮・采女・大同二(八〇七)年五月癸卯(十六日)条、十一月辛丑(十八日)条。
- (24) 岡田前掲註八論文八〇〜八二頁。
- (25) 『類聚三代格』卷四・加減諸司官員并廢置事・大同元(八〇六)年十月十三日太政官符。

- (26) 養老軍防令・兵衛条、『続日本紀』天平十四(七四二)年五月庚午(二十七日)条。磯貝前掲註八論文二〇五〜二〇七頁。

なお、岡田幸子氏は、天平十四年の「又采女者、自今以後、毎郡一人貢進之」という記事について、全ての郡から采女を一人ずつ貢進するという通説的理解では人数が多すぎるとして、一郡当たりの定員を一人と定めたものと論じ、采女の人数を一三九人と試算している

(前掲註八論文六六〜六七頁)。しかし、軍防令・兵衛条は、兵衛の貢進を「郡別一人」とし、采女を貢進する郡は兵衛を貢進しないと規定するのだから、当然、采女も郡別一人と想定されていると読み取るべきであって、明記されていなかった定員を天平十四年にあらためて定めたとするのは無理がある。

采女の数は、養老後宮職員令に水司六人、膳司六〇人の定員があり、また正倉院文書・天平十七年十月十八日縫殿寮解から同寮所属の采女八二人が知られる。また、大同三(八〇八)年に大藏省縫部司が縫殿寮に併合され、帷幔の縫作に当たっていた宮人三〇人がいなくなったというが、『類聚三代格』卷四・加減諸司官員并廢置事・弘仁二(八一一年)年二月十日太政官符、これも前年の采女貢進停止に伴う統廃合であろう。これだけで一七八人であり、一四〇人弱では賸いきれない。他にも采女と氏女を供給源とする女官として、後宮十二司に配属される女孺(養老後宮職員令では一五二人)や内教坊配属の女孺(延喜中務式・宮人時服条では五〇人)がいる。氏女の貢進が停廃されていたなら(新規の貢進がないだけで氏女そのものがないわけではないにしても)女孺の多くは采女が担ったはずであり、四〇〇人余りという人数が多すぎるとは言えない。

- (27) 『類聚国史』卷七一・歳時二・七日節会・大同二(八〇七)年十一月丙申(七日)条、同卷七二・歳時三・踏歌・同日条。

- (28) 『類聚国史』卷七二・歳時三・射礼・大同二(八〇七)年九月癸巳(九日)条。

- (29) 拙稿A一二頁。

- (30) 拙稿A一〇〜一一頁。

- (31) 『内裏儀式』十六日踏歌式に「延暦以往、踏歌訖、縫殿寮賜三椀摺衣、群臣著摺衣踏歌」とある。

- (32) 正倉院文書・天平十七(七四五)年十月十八日縫殿寮解。

- (33) 『日本後紀』大同四（八〇九）年正月甲申（七日）条。
- (34) 『日本後紀』弘仁二（八一）年正月壬寅（七日）条、壬子（十七日）条。
- (35) 『日本後紀』弘仁三（八二）年正月乙亥（十六日）条。
- (36) 『日本後紀』弘仁三（八一）年二月庚戌（二十一日）条、弘仁四年正月丁丑（二十三日）条。
- (37) 『類聚三代格』卷四・加減諸司官員并廢置事・寛平九（八九七）年正月廿五日太政官符。磯貝前掲註八論文二一七頁。
- (38) 『類聚国史』卷七二・歳時三・弘仁十三（八二二）年正月戊申（十六日）条、『経国集』卷一一。この時の打毬については、浜田久美子「漢詩文にみる渤海使」（『日本古代の外交儀礼と渤海』同成社、二〇一一年、初出は二〇〇六年）一八三〜一八五頁。
- (39) 酒寄雅志「雅楽『新鞆鞆』にみる古代日本と東北アジア」（『渤海と古代の日本』校倉書房、二〇〇一年、初出は一九九七年）三二六頁。
- (40) 踏歌節会の奏楽について最も詳しい『続日本紀』天平宝字七（七六三）年正月庚申（十七日）条でも、挙げられているのは唐・吐羅・林邑・東国・隼人等楽、内教坊踏歌および客・主典已上の踏歌である。
- 『続日本紀』天平十二（七四〇）年正月丁巳（三十日）条には中宮閤門に出御した天皇に対して渤海使が「本国楽」を奏したことがみえ、大日方克己氏はこれを大陸の音楽伝来に深く関わった天平度の遣唐使の働きかけによるものと指摘している（『日本・渤海関係のなかの音楽―渤海楽と高内弓・板振鎌束をめぐる―』（『島根大学法文学部紀要 社会文化学論集』一三、二〇一七年）三三頁）。また、『続日本紀』宝龜八（七七七）年五月丁巳（七日）条にも騎射に参列した渤海使が「本国之楽」を奏したことがみえる。ただし、本稿が問題にしているのは踏歌節会における渤海楽の有無とその意義であり、

天平十二年の事例はここでは該当しない。また、宝龜八年の事例は正月の節会に準じた服属儀礼的な意味を読み取って差し支えないが、踏歌節会の蕃客踏歌や射礼の弓射に代わるものとして騎射では渤海楽を奏したとみられるから、それをもって踏歌節会でも渤海楽が奏されていたとは言えない。

- (41) 大塚徳郎「平安初期の政治上における平城朝」（『史潮』六九、一九五九年）。

- (42) 『続日本紀』宝龜五（七七四）年三月癸卯（四日）条、『類聚三代格』卷二・造仏々名事・宝龜五年三月三日太政官符。この時に開始された四天王法は延暦二十（八〇一）年に停止され、四天王像も筑前国金光明寺に移されたが、疫病の流行により大同二（八〇七）年末には再び大野城鼓峰の堂宇（大野山寺）に戻された（『類聚国史』卷一八〇・仏道七・諸寺・延暦廿年正月癸丑（二十日）条、大同二年十二月甲寅朔条）。

- (43) 拙稿「日本古代の朝鮮観と三韓征伐伝説―朝貢・敵国・盟約―」（『文化交流史比較プロジェクト研究センター報告書』VI、二〇〇九年）。なお、宝龜五（七七四）年の四天王像造立を命じた官符が示す新羅観が欽明紀の記述をなぞったものであることは、遠藤慶太氏も指摘している（『経国集』対策の新羅観―典拠となる『日本書紀』―）（『日本書紀の形成と諸資料』塙書房、二〇一五年、初出は二〇一二年）二八四頁）。

- (44) 『続日本紀』宝龜五（七七四）年五月乙卯（十七日）条、『類聚三代格』卷一八・夷倭并外蕃人事・宝龜五年五月十七日太政官符。新羅人漂流民の取り扱いの推移については、山内晋次「朝鮮半島漂流民の送還をめぐる」（『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九九〇年）。山内氏はこれを、排外意識ではなく国家主導のもと新羅人に対して秩序だつて対応し、無用な紛争を避けるため

のものと評価している(同論文七四〜七六頁)。

- (45) 三上喜孝「光仁・桓武朝の国土意識」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年)。三上氏の誤りは、新羅使の来着と放還とを伝える『続日本紀』宝龜五(七七四)年三月癸卯(四日)条の日付「是日」をこの条の正文である放還ではなく、日付直後に記された来着に懸かると解釈した点である。編年体史料の各条冒頭の日付は原則としてその条全体に懸かり、日付に続く一文に懸かるのではない。この記事の原史料は新羅使の放還を命じた官符と考えられ、新羅使の来着はその官符のなかで述べられた事情説明とみるべきものだから、当該条の日付は放還を命じた官符の発給日とみるのが正しい。したがって事実の推移は、新羅使来着(月日不明)↓四天王像造像指示(三月三日)↓新羅使放還命令(三月四日)となる。なお、三上氏が指摘する新羅人交易者の広範な活動は私見では九世紀以降のことであり、この時期には該当しない(拙稿「海商と古代国家」(鈴木靖民・金子修一・田中史生・李成市編『日本古代交流史入門』勉誠出版、二〇一七年)二二三〜二二四頁)。また、三上氏は宝龜五年の新羅人漂流民の送還規定についても山内前掲註四四論文を引いて「これまでにない新羅人に対する強硬な態度」と述べるが、それは山内氏が同論文の註において紹介した田中史生氏の説であり、山内氏はその見解には否定的である。
- (46) 下向井龍彦「光仁・桓武朝の軍縮改革について―律令軍制の解体と律令国家の転換―」(『古代文化』四九―一一、一九九七年)。
- (47) 『続日本紀』宝龜十一(七八〇)年正月辛未(五日)条、二月庚戌(十五日)条。
- (48) 『続日本紀』宝龜九(七七八)年十一月壬子(十日)条、宝龜十年二月甲申(十三日)条、七月丁丑(十日)条。
- (49) 『続日本紀』宝龜十一(七八〇)年正月己巳(三日)条、辛未

(五日)条。

- (50) 『続日本紀』宝龜十一(七八〇)年二月庚戌(十五日)条。
- (51) 『続日本紀』天平宝字四(七六〇)年九月癸卯(十六日)条、天平宝字七年二月癸未(十日)条。
- (52) 『続日本紀』宝龜十一(七八〇)年三月辛巳(十六日)条。下向井前掲註四六論文。
- (53) 令制の長門国の軍団と兵士の数は、『和名類聚抄』記載の郷数などから二軍団・一五〇〇人と推計されている(下向井龍彦「軍団と兵士」(『山口県史』通史編 原始・古代、山口県、二〇〇八年)。以下の推移もこれによる)。なお、松本政春氏は一軍団・一〇〇〇人としており下向井説と異なるが(A「山陰道節度使判官の長門守任官」(『日本歴史』八〇八、二〇一五年)二九〜三二頁)、どちらが正しいとしても、これから述べる軍縮と軍拡のサイクルについての議論には直接影響しない。以下の二軍団・一五〇〇人とするところを一軍団・一〇〇〇人と読み替えればそのまま成り立つ。ただ、軍縮を経て削減されたあとの九世紀の軍団のあり方から令制本来の存在形態を推定する松本説は論拠に乏しいため、本稿では下向井説に依拠する。
- 『続日本紀』によれば軍団制成立後、京畿七道諸国軍団の兵士数が養老三(七一九)年十月に削減されたもの(規模不明)、天平四(七三二)年八月には節度使管下の「四道兵士」を「依令差点」して旧に復した。長門国はこの「四道」節度使のうち山陰道節度使の管下に含まれるから(北啓太「天平四年の節度使」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上巻、吉川弘文館、一九八四年)、この時点で長門国の兵士数は令制本来の規模に復帰したことがわかる。次いで、天平十一年五月の兵士制停止時には「三関并陸奥・出羽・越後・長門并大宰管内諸国等兵士依常勿レ改」として長門国は停止対象から外されており、『類聚三代格』卷一八・軍毅兵士鎮兵事・延暦廿一(八

〇二）年十二月太政官符。以下の推移もこれによる）、そのまま宝亀十一（七八〇）年に至るから、その時点までは令制規模の二軍団・兵士一五〇〇人である。ところが、長門国の軍団兵士が延暦十一年に廃止されたあと、同二十一年に再設置された時には「依_レ旧置_レ兵士五百人」とされており、軍団廃止以前の旧兵士数は五〇〇人であったことが知られる。この兵士数の違いは宝亀十一年の軍縮によるとしか考えられない。その際に長門国では軍団兵士が一五〇〇人（二軍団）から五〇〇人（一軍団）に削減されたのである。

なお、宝亀十一年の軍縮は「除三関辺要之外」となっているため、辺要に長門国を含むかが問題となる。松本政春氏はB「律令制下諸国軍団数について」（『奈良時代軍事制度の研究』塙書房、二〇〇三年、初出は一九八〇年）四二頁において、長門国が天平十一年の軍縮の際に三関辺要に準じて削減対象から外されていること、宝亀十一年に西辺警固が命じられていることの二点をもって、長門国は宝亀十一年の軍縮の対象外とした。しかし、この時の警固の対象は辺要国ではない山陰道諸国や安芸・周防も含む。それらの諸国は軍縮の対象となつたはずであり、また西辺警固それ自体も必ずしも防備強化を意味するとは限らないのは本稿本文で述べる通りであるから、それをもって軍縮対象外か否かを判断することはできない。加えて、長門国は延暦十一年の兵士制廃止の際には一般諸国と同様に兵士制廃止の対象とされて辺要扱いされていないから、宝亀十一年に辺要扱いであったとは限らない。天平四年の節度使管下において令制に復帰したあと、延暦十一年の廃止までに長門国の兵士数が削減された可能性があるのは宝亀十一年しかないから、この時は一般諸国と同様に削減対象となつたと考えるのが妥当である。

松本B論文は天平四年の節度使管下の諸国軍団の令制復帰を見落としていたため、全体的に再考が必要である。その後、松本氏はC「養

老三年の軍団減定・停止とその復旧」（『日本歴史』七八一、二〇一三年）一頁では「天平四年（七三二）の節度使設置を契機として、東海・東山・山陰・西海の四道諸国においては、養老三年以前の大宝令制が復旧した」と述べている。しかし、松本前掲A論文二九〇三二頁での長門国の軍団の推移についての考察では、長門国が山陰道節度使管下にあつて辺要に準じた地域であることを確認しながらも、やはり軍団の規模は天平四年に令制に復したとはせず、旧説と同じく養老三年以来延暦十一年まで減定されたままとしている。松本氏は「四道」を文字通りに解釈しているのかもしれないが、天平四年の「四道兵士」の差点が東海道・東山道・山陰道・西海道の「節度使所_レ管諸国軍団」の幕釜の補充とともに実施されていることからわかるように、文脈上、この「四道」とは四道節度使所管諸国の意味である。したがって、山陰道節度使の所管する長門国も山陽道ながら含まれる。松本氏が想定する兵士五〇〇人の軍団は、養老三年以来のものではなく、天平四年に令制に復帰したあと、宝亀十一年の軍縮によつて成立したものである。A論文三〇頁で松本氏は、軍団再置を命じた延暦二十一年官符が天平十一年兵部省符を先例として引くことから、官符の言う旧兵士数をそこまで遡るものとしているが、天平十一年兵部省符は長門国を辺要に準じて扱う根拠として挙げられているだけであり、兵士数とは関係ない。

また、下向井氏が宝亀十一年の軍縮の結果とみた「太政官去宝亀十一年十一月廿三日下_三兵部省_二符稱、肥前国兵士五百人、軍毅二人、豊後国兵士六百人、軍毅二人」（『類聚三代格』巻一八・軍毅兵士鎮兵事・弘仁四（八一三）年十二月廿九日太政官符、同六年八月十三日太政官符）について、松本氏はこれを同年七月の西辺警固を受けて増設された小規模軍団を指すと解している（前掲B論文）。しかしそれもやはり天平四年の令制復帰を見落として、養老三年以降は西海道でも兵士

数が削減されたままだったという理解を前提とした議論であり、成り立たない。そのほか坂上康俊氏も、この兵士数を端数の小規模軍団に当たると解して一国全体の兵士数とはみていないが、『日本の歴史 第05巻 律令国家の転換と「日本」』〔講談社、二〇〇一年〕一〇〇〜一三三頁）、その場合、諸国で大規模な兵士削減が実施されているなかで、西海道のみは軍団を据え置くだけでなく小規模軍団の軍毅を一員から二員に増員したことになる。それが事実ならこの時点が西海道の軍団史上最大の規模となる。しかし、本文で述べる通り、宝龜十一年七月の警固は西辺防備の強化と言うべきものではなく、その際に仲麻呂政権下にもなかつたような増強が行われたとは考えがたい。軍毅二員を配属した変則的な小規模軍団が存在する理由はむしろ、軍団削減時に、豊後・肥前両国では小規模軍団のみを残す一方で軍毅の減少を抑制した結果であると考えた方がよい。したがって、上記の両国兵士数を文字通り「国」の兵士数とみる下向井説を支持したい。その後、延暦十一年の兵士制廃止に際して辺要の兵士は「宜_二依_レ旧置_一」とされて、大宰府の軍団兵士数が令制に復帰した。それが弘仁四年八月九日太政官符（『類聚三代格』卷一八・軍毅兵士鎮兵事）にみえる西海道六国の旧兵士数である。

なお、ここにみえる「依_レ旧置_一」とは、私見では削減・廃止されていたものを元に戻して設置する場合の表現であり（上記の長門国の例の他、『類聚三代格』卷四・加減諸国官員并廢置事・弘仁十一年四月廿一日太政官符、同卷一八・関并烽候事・寛平六（八九四）年九月十九日太政官符などに用例あり）、据え置く場合は「依_レ常勿_レ改_一」（天平十一年軍縮）とか「依_レ旧无_レ改_一」（『類聚三代格』卷一八・関并烽候事・延暦十八年四月十三日太政官符）という表現が用いられている。このように語の使用法からも「依_レ旧置_一」いた延暦十一年に至るまで西海道では兵士数が一時削減されていたことが推定でき、宝龜十一年の削

減を傍証することができる。そして、弘仁四年八月九日太政官符において豊後・肥前両国は再び小規模軍団のみとなり、同年十二月二十九日の官符で宝龜十一年の制に準拠して再び軍毅二員が置かれた（『類聚三代格』卷一八・軍毅兵士鎮兵事）。以上のような理解は宝龜十一年の削減対象が「除_三三関辺要_一之外」とされたことに一致しないが、征夷が行われていた陸奥国でも、その終結前の弘仁元年までに六団一〇〇〇人から四団四〇〇〇人に軍団が縮小しており（鈴木拓也「古代陸奥国の軍制」『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九九一年）、軍縮実施の過程で実際には辺要国でも兵士数の見直しが行われたと考えられる。

(54) 『続日本紀』宝龜十一（七八〇）年七月丁丑（十五日）条、戊子（二十六日）条。警固が命じられたのは因幡・伯耆・出雲・石見・安芸・周防・長門・大宰府。この間の二十二日に坂東軍士の陸奥国多賀城徴集命令が出されている（甲申条）。

(55) 『日本書紀』持統天皇三（六八九）年五月甲戌（二十二日）条、閏八月庚申（十日）条。

(56) 『類聚三代格』卷一八・軍毅兵士鎮兵事・延暦十一（七九二）年六月七日太政官符。

(57) 『類聚三代格』卷一八・軍毅兵士鎮兵事・弘仁四（八一三）年八月九日太政官符、統領選士衛卒衛士仕丁事・天長三（八二六）年十一月三日太政官符。その後の西海道の軍備については、前掲註四五拙稿二二九〜二三〇頁参照。

(58) 『続日本紀』宝龜十一（七八〇）年七月戊子（二十六日）条。引用文は直接的には北陸道の軍団兵士を指すが、類似の表現は軍縮を命じた『続日本紀』宝龜十一年三月辛巳（十六日）条にもみえる。

(59) 京外での迎接の使者と騎兵は、『続日本紀』和銅七（七一四）年十一月乙未（十一日）条、庚戌（二十六日）条、十二月己卯（二十六

- 日) 条、宝龜十(七七九)年四月庚子(三十日) 条。和銅七年の場合、京外で新羅使を迎えた布勢人・大野東人(十二月己卯条)とは別に、騎兵徴集(十一月乙未条)にあわせて將軍として大伴旅人・石上豊庭が任じられている。二〇〇騎前後の騎兵を列立させ儀衛を整えたのは後者であり、彼らとともに蕃客を出迎え慰勞する朝廷の使者(官使)が前者である。『続日本紀』宝龜十年四月辛卯(二十一日) 条によれば、官使は蕃客を慰勞する宣命を読み上げて迎馬を与え迎接した。これに対して、『続日本後紀』承和九(八四二)年三月廿三日条には渤海使を迎える「郊勞使」が記載されながら騎兵の列立は記録されていない。
- (60) 『日本紀略』延暦十二(七九三)年三月丁亥(九日) 条。
- (61) 『日本後紀』大同元(八〇六)年五月丁丑(十四日) 条。
- (62) 下向井龍彦「大索と在京武士召集―王朝国家軍制の一側面」(大津透編『撰関期の国家と社会』山川出版社、二〇一六年) 八八頁。京職による道橋・客館の清掃修理は養老職員令・左京職条、養老宮繕令・京内大橋条集解、同・津橋道路条集解、延喜京職式・朱雀路溝条。京職・彈正台による監督は延喜京職式・京路掃除条。九世紀に蕃客が宿泊する客館(鴻臚館)の定期的な清掃が行われなくなることは、『日本後紀』弘仁六(八一五)年三月癸酉(二日)に「制、蕃国之使入朝有_レ期、客館之設常須_二牢固_一、頃者疾病之民就_レ此寓宿、遭_レ喪之人以_レ為_二隱処_一、破_レ壞舍垣、汚_レ穢庭路、宜_レ令_二彈正台并京職檢校_一」とあることからわかる。
- (63) 『続日本紀』天平勝宝五(七五三)年六月丁丑(八日) 条、宝龜十(七七九)年十一月乙亥(九日) 条。
- (64) 『類聚国史』卷一九三・殊俗・渤海上・延暦十五(七九六)年五月丁未(十七日) 条。
- (65) 廣瀬憲雄「日本の対新羅・渤海名分関係の検討―『書儀』の礼式を参照して―」(『東アジアの国際秩序と古代日本』吉川弘文館、二〇一一年、初出は二〇〇七年) 六三〜六七頁。
- (66) 重松敏彦「平安初期における日本の国際秩序構想の変遷―新羅と渤海の位置づけの相違から―」(『九州史学』一一八・一一九、一九九七年) 九二〜九六頁。
- (67) 石井正敏「光仁・桓武朝の日本と渤海」(『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九九五年)。
- (68) 『日本後紀』延暦十八(七九九)年正月壬子(七日) 条。
- (69) 橋本前掲註四論文。節会における豊樂院使用の初見は、新嘗会が大同三(八〇八)年、射礼が弘仁二(八一二)年、白馬節会が弘仁四年、踏歌節会が弘仁六年(以上、『日本後紀』)、元日節会が弘仁十一年(『類聚国史』卷七一・歳時二・元日朝賀)。
- (70) 『類聚国史』卷一九三・殊俗・渤海上・延暦十五(七九六)年の各条。
- (71) 豊樂院の発掘調査については、寺升初代「平安宮の復元」(『平安京提要』角川書店、一九九四年) 一五五〜一五七頁。また、網伸也「長岡京から平安京へ」(吉村武彦・吉川真司・川尻秋生編『シリーズ古代史をひらく 古代の都―なぜ都は動いたのか』岩波書店、二〇一九年) 二一六〜二一七頁下段において、平城宮第二次大極殿を移築した可能性が指摘されている。
- (72) 本文で述べる通り、蕃客参列の節会に六位以下の参列を規定する『内裏式』の規定は、弘仁十二(八二二)年の撰進当時の規定ではなく、「頃年頗革」による「節会供張」等の「新変」を受けた天長十(八三三)年の改訂時の規定ではないかと考える。
- (73) 貞観十四(八七二)年の事例では、五位と七位の官人が勅を奉じて渤海使を饗応しており、他の事例の位階からみて前者が供食使であることは疑いないから、それとともに派遣された後者は治部式の共食とみられる。これは鴻臚館での饗宴だが、この年は賓礼が全て鴻臚館

で行われた変則的な事例であり、朝集堂の饗に対応するとみてよい。

なお、延喜太政官式の「供食使」と延喜治部式の「共食」の関係については、共食から供食使への移行を説く浜田久美子氏の議論がある（『延喜式』にみえる外国使節迎接使」（『日本古代の外交儀礼と渤海』同成社、二〇一一年、初出は二〇〇二年）。しかし、貞観十四年の事例からみて、両者は役割を分担して同時に存在したと理解すべきである。同様に浜田氏が延喜治部式から延喜太政官式のあり方に移行したと説く「掌客」と「掌客使」の関係についても、『日本三代実録』貞観十四年五月十五日条によれば、四月十六日条に六位の掌客使の任命がみえるのは別に、渤海使入京に先だって「向_レ鴻臚館_二供_二饗饗送迎之事_一」する担当者として「為_レ人長大、容儀可_レ觀」な八位官人を仮に玄蕃属に任じたことがみえており、これが治部式の掌客に当たると考えられる。同様な事例は八世紀に遡って宝龜八（七七七）年に「年在_三弱冠_二」にして「良家子、姿儀魁偉」であることから渤海使を「接待」するために派遣された橘清友の例がある（『日本文徳天皇実録』嘉祥三（八五〇）年五月壬午〔五日〕橘嘉智子崩伝）。彼ら掌客は掌客使の指揮のもとで実務に当たるために仮に任じられた玄蕃寮官人なのであり、だからこそ治部式に規定されたのである。これに加えて治部省と職務上関係が深い領客使が治部式・蕃客条に規定されて「自余使見_二太政官式_一」とするから、太政官式本文には「領掃郷客使」がありながら「領客使」がないのであり、治部式と太政官式とは互いに補いあう関係にある。したがって、治部式の規定から太政官式の規定に変化して「承和の新体制」が整備されたとする浜田説は成立しない。他の迎接使についても、それが承和年間から史料上に現れるようになるのは『続日本後紀』以後の国史がそれ以前とは異なって細かい準備過程も採録する方針をとるようになったことによるもので（承和八〔八四一〕年来日の渤海使が『続日本後紀』記載の蕃客入朝の最初の

事例）、断片的にはそれ以前からその存在が確認ないし推定できることは、拙稿「書評と紹介 浜田久美子著『日本古代の外交儀礼と渤海』」（『日本歴史』七六六、二〇一二年）で簡単に述べた。

(74) 田島公「日本律令国家の『賓礼』—外交儀礼より見た天皇と太政官—」（『史林』六八一三、一九八五年）六八〇六九頁、廣瀬憲雄「古代倭国・日本の外交儀礼と服属思想」（前掲註六五著書、初出は二〇〇七年）一六五〇一七一頁。

(75) 八世紀の朝堂での饗宴の事例は、『続日本紀』和銅二（七〇九）年五月壬午（二十七日）条（「宴」）、養老三（七一九）年閏七月丁卯（十一日）条（場所不明、「宴」）、神龜三（七二六）年六月壬子（六日）条、天平四（七三二）年五月壬戌（二十一日）条、天平勝宝四（七五二）年六月壬辰（十七日）条、天平勝宝五年五月丁卯（二十七日）条、宝龜三（七七二）年二月癸丑（二日）条、宝龜十年五月丁巳（十七日）条（以上、「饗」）。

(76) 榎村寛之「飲食儀礼からみた律令王権の特質」（『日本史研究』四四〇、一九九九年）。

(77) 重松前掲註六六論文一〇三頁。

(78) 『日本三代実録』仁和元（八八五）年六月廿日条。廣瀬前掲註六五論文六六頁。

(79) 神谷正昌「紫宸殿と節会」（『平安宮廷の儀式と天皇』同成社、二〇一六年、初出は一九九一年）。

(80) 古瀬前掲註五論文。

(81) 『類聚国史』卷一九四・殊俗・渤海下・天長三（八二六）年三月戊辰朔条。

(82) 『類聚国史』卷七一・歳時二・元日朝賀・弘仁十四（八二三）年十二月甲申（四日）条、壬辰（十二日）条。武田佐知子・津田大輔『礼服 天皇即位儀礼や元旦の儀の花の装い』（大阪大学出版会、二〇

一六年）二二三～二四頁。

(83) 『続日本後紀』承和二（八三五）年正月癸丑（七日）条が豊楽院に確実に「百官」が参列して行われた白馬節会の初見。ここでは「天皇御・豊楽院」、宴「百官於朝堂」とあるが、この「朝堂」が豊楽院の殿舎を指すことは、今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」（『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年、初出は一九八〇年）二三四頁。

(84) 『類聚国史』卷七一・歳時二・七日節会・弘仁十一（八二〇）年正月庚辰（七日）条。

(85) 西本昌弘「古札からみた『内裏儀式』の成立」（『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年、初出は一九八七年）。

(86) 序文に「節文未_レ具」とあることから『内裏式』を日本で編纂された最初の儀式書とする所功氏は、『内裏儀式』は『内裏式』編纂の素材となった儀式文を集成したものとみなして、それが書物として纏められた時期を『内裏式』成立の前後頃とする（『内裏式』の成立）

『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年、初出は一九八四年）、『内裏儀式』と『内裏式』の関係」（『宮廷儀式書成立史の再検討』国書刊行会、二〇〇一年、初出は二〇〇〇年）。また、森田悌氏は唐風名称の記載などから『内裏儀式』の成立を嵯峨朝の唐風化以後とした（『内裏式』と『内裏儀式』（『国書逸文研究』二〇、一九八七年））。『内裏式』先行説をとる大西孝子氏も唐風化後の名称がみえる編目については判断を留保している（『内裏式』の書誌的考察」（『皇學館論叢』五一―三、一九七二年）。新しい表現がみえる『内裏儀式』の編目は『内裏式』にはないことから、『内裏式』先行説をとる森田氏はその編目を『内裏式』の補遺とし、逆に『内裏儀式』先行説をとる西本昌弘氏はこの新しい要素を後世の利用・筆写時における追記・改変と推測する（前掲註八五論文一三九～一四〇頁）。いずれの説が正しいか判断は難しいが、少なくとも現行の『内裏儀式』の

記載内容には唐風化以前のものばかりではなく、部分的にせよ後世の手が入っていることは間違いない。『内裏儀式』十六日踏歌式は同書の他の節会や『内裏式』上・十六日踏歌式の式文に比して内容が極めて簡略だが、それは末尾の踏歌の停廃を述べる注記が挿入された際に群臣踏歌などの記載を本文から削除したためではないかと思われる。その年代は注記の「弘仁年中」の表記からすれば天長年間以降であり（ほぼ同文の注記が『内裏式』にもあることからすれば、その修訂と関わるか）、式場を「一同三元日会」（『内裏』とするのもその際の改変であろう。このように、編目によっては元の儀式文に対して名称の訂正や注記の挿入に留まらない改変が加えられているらしい。それが書物として集成するに当たってか、すでに儀式書としてまとめられたものに対してかは定かでないが、いずれにしても『内裏儀式』を用いて儀式の実態を考察しようとする場合、個々の記述を無条件に唐風化以前の形態とみなすのではなく、個別的な検証が必要である。

(87) 山下信一郎『延喜式』からみた節会と節禄―『賜』の考察―（『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、二〇一二年、初出は一九九四年）二〇六～二〇七頁。

(88) 『西宮記』正月・七日節会（勸物）延喜八（九〇八）年正月七日御記逸文によれば、この年の白馬節会の参列者は「公卿」と「諸大夫」である。

(89) 『類聚国史』卷一九〇・風俗・俘囚・承和五（八三八）年十一月丁卯（十三日）条、『続日本後紀』承和十四年四月癸卯（九日）条。

(90) 射礼は天平宝字三（七五九）年以降、「大射」から「内射」に変わり規模を縮小して開催されるようになるが（拙稿A一―一―二頁）、延暦十五（七九六）年・二十二年には「大射」とみえる（『類聚国史』卷七二・歳時三・射礼）。豊楽院における射礼を「大射」と表現する初見は『続日本後紀』承和三（八三六）年正月丁巳（十七日）条。

- (91) 九世紀の射礼の開催場所は『類聚国史』巻七二・歳時三・射礼。天曆十一(九五七)年の事例は『九曆』天曆十一年三月十三日条、『日本紀略』同日条。
- (92) 『類聚国史』巻七二・歳時三・射礼・天長二(八二五)年正月辛酉(十七日)条。
- (93) 豊楽院での蕃国使宴の実例は、①『続日本後紀』承和九(八四二)年四月己巳(五日)条、②同嘉祥二(八四九)年五月丙辰(三日)条、③『日本三代実録』元慶七(八八三)年五月三日条、④『日本紀略』寛平七(八九五)年五月十一日条、⑤『貞信公記抄』延喜八(九〇八)年五月十一日条、⑥『貞信公記抄』『日本紀略』『扶桑略記』延喜二十年五月十二日条。馬射への蕃客参列事例は、⑦『続日本後紀』嘉祥二年五月戊午(五日)条、⑧『日本三代実録』元慶七年五月五日条、⑨『扶桑略記』延喜八年五月五日条。蕃客叙位は①②④。参列者は③に「百官」、⑦に「百寮」とある。
- なお、蕃国使宴について延喜近衛式・中儀条には「饗賜蕃客」とあり①④も「饗」とするが、②③⑤⑥は「宴」であり、節会を引き継ぐその性格から「宴」ととらえる方がよいと考えるため、本稿ではその呼称を式部式に従う。
- (94) 天長年間以降の蕃国使宴の初見は『続日本後紀』承和九(八四二)年四月己巳(五日)条であるため、『内裏式』『内裏儀式』編纂時にはまだ正月の節会への参列が想定されていたと考えることもできるかもしれない。しかし、天長二(八二五)年末来朝の渤海使は具体的な迎接儀礼の情報が伝わっていないが、翌年に入京を許され五月には叙位されているので、この時に蕃国使宴その他の外交儀礼が行われたはずである(『類聚国史』巻一九四・殊俗・渤海下)。その時点で一紀一頁の朝貢年期にもなう外交儀礼の再編を想定することは、あながち無理とは言えない。

- (95) 廣瀬前掲註六五論文六八頁。
- (96) 林屋辰三郎『中世芸能史の研究』(岩波書店、一九六〇年)九七・一〇一、一九八・二〇〇頁。
- (97) 拙稿B八〇九頁。なお、拙稿Bの説明に補足すると、延喜隼人式・大儀条が隼人の吠声を行わないとする「蕃客人朝」は延喜近衛式・大儀条が大儀と規定する「元日、即位、及受蕃国使表」のうち受蕃国使表の儀に当たるが、本稿本文で述べる通り本来これは中儀であり、元日朝賀・即位儀とともに大儀となるのは九世紀以降であるため、それを一括して記す隼人式の式文はそれ以降の成立である。『日本紀略』弘仁十一(八二〇)年二月甲戌(二日)条に記す天皇の衣服の規定では元日朝賀が袞冕十二章であるのに対して受蕃国使表は大小諸会とともに黄櫨染衣とされており、この時点ではまだ受蕃国使表の儀は中儀であった可能性が高い(ただし、受蕃国使表の儀が大儀とされて以降もその場で天皇が袞冕十二章を着すことになるわけではない、またその段階の受蕃国使表の儀は実際には天皇の出御しない小儀として行われた)。したがって、延喜隼人式・大儀条の規定は天長年間以降の成立と考えられる。
- (98) 荻美津夫「宮廷儀礼の中の舞―女楽・女踏歌・五節舞」(『古代中世音楽史の研究』吉川弘文館、二〇〇七年、初出は一九九〇年)一三四頁。具体的には、『日本三代実録』によれば、元日節会では貞観六(八六四)年正月三日の朝賀を初見として「雅楽寮奏音楽」とみえ、踏歌節会についても同様な記述が貞観八年を初見にみえはじめる。後世の『西宮記』正月・節会では「立楽(…治部・雅楽立三庭中)、各奏三曲」としており、治部省・雅楽寮が奏す点で『儀式』巻六・元日御豊楽院儀の「工人」による奏歌と変わらないようにもみえるが、そこで奏された「立楽」二曲とは大唐・高麗二曲であり、大歌・立歌ではない(『小右記』天元五(九八二)年正月十六日条、『中右記』康

和四（一一〇二）年正月一日条など参照。また、白馬節会でも『日本三代実録』に大歌・立歌はみえず内教坊が奏す「女楽」だけが記述されており、実際、『西宮記』以下の儀式書に大歌・立歌はみえない。各種の儀式に立歌はみられず、大歌も新嘗会に限られるようになっていく。

なお、立歌・大歌が正月の節会からなくなることがわかるのは奏楽の内容を記載する『日本三代実録』の記述方法によるところが大きく、そうした記述のないそれ以前の国史から立歌・大歌の有無を判断することは厳密には難しい。ただ、大嘗会を除いて後世まで大歌が残った唯一の節会である新嘗会の記事において、大歌が記述されるようになるのが『日本文徳天皇実録』天安元（八五七）年十一月戊午（二十五日）条からであり（早く『類聚国史』巻九・神祇九・新嘗祭・延暦十一（七九二）年十一月戊辰（十七日）条にも大歌はみえるが、これは大歌弾琴人の叙位を主眼とする記載なので除外）、大歌の記述がはじまっても同じ年のその他の節会の記事にはそのような記述がないことからすれば、おおよそ文徳朝の末から清和朝の初めごろには、節会から排除されていたと考えることができる。

- (99) 大日方前掲註四〇論文六七頁。
 (100) 寺崎前掲註二二論文一七七頁。
 (101) 『日本三代実録』元慶七（八八三）年五月二日条。
 (102) 延喜衛門式・小儀条。
 (103) 李成市「古代東アジア世界論再考―地域文化圏の形成を中心に―」（『歴史評論』六九七、二〇〇八年）。
 (104) 鐘江宏之「『日本の七世紀史』再考―遣隋使から大宝律令まで―」（『学習院史学』四九、二〇一一年）、市大樹「飛鳥の木簡―古代史の新たな解明」（中央公論新社、二〇一二年）。
 (105) 吉村武彦氏はこれを「仕奉」という語で表現した。「仕奉と氏・職

位―大化前代の政治的結合関係」（『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年）。

(106) 例えば、天武系に代わる天智系皇統を權威づけるために桓武天皇が行った昊天祭祀など。『続日本紀』延暦四（七八五）年十一月壬寅（十日）条、延暦六年十一月甲寅（五日）条。昊天祭祀については、河内春人「日本古代における昊天祭祀の再検討」（『古代文化』五二―一、二〇〇〇年）。

(107) 大隅清陽「律令と礼制の受容」（天津透編『律令制研究入門』名著刊行会、二〇一一年）、古瀬前掲註二論文。

(108) 以下の漢字音の受容についての記述は、沼本克明『日本漢字音の歴史』（東京堂出版、一九八六年）に事実認識を依拠しながら、筆者なりの意義づけを加えたものである。

(109) 廣瀬憲雄「慰勞詔書・論事勅書の形式とその継受―末尾の定型句を中心に―」（前掲註六五著書）一三八―一四一頁。

(110) 小塩慶「国風文化期における中国文化受容―異国描写を手掛かりとして―」（『史林』一〇〇―六、二〇一七年）。

(111) 佐藤全敏「古代天皇の食事と贄」（『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、二〇〇八年、初出は二〇〇四年）。佐藤説に対する批判は主として、西本昌弘「東山御文庫本『日中行事』について」補記（『日本古代の年中行事書と新史料』吉川弘文館、二〇一二年）一五九―一六一頁、芳之内圭「平安時代における内裏の食事」（『日本古代の内裏運営機構』塙書坊、二〇一三年）があり、また廣瀬憲雄「古代天皇の食事時刻と朝政制度―延喜年間の外交儀礼を手がかりに―」（古瀬奈津子編『東アジアの礼・儀式と支配構造』吉川弘文館、二〇一六年）も西本・芳之内両氏の説を前提に議論を展開している。

佐藤氏は『禁秘抄』上・恒例毎日常第・召侍読事に「寛平小式、巳時召侍読^ヲ、次^ニ御膳也、遺誠^ニ、朝膳^巳時也」とあり、同・御膳

事に「朝^ハ巳^シ時、夕^ハ申^シ時之由、寛平遺誠也」とあることから、寛平期の朝御膳は巳刻であることを確認し、一方で従来は寛平蔵人式とみられていた『西宮記』巻一〇・侍中事「日行事如^レ左」(故実叢書本、以下「日行事」と表記)が朝御膳を午刻とすることから、これを寛平蔵人式とする説を否定した。その上で、『寛平御遺誠』が申刻、「日行事」も申二刻とする夕御膳が天曆蔵人式(『西宮記』巻一〇・侍中事「一、毎日」以下―渡辺直彦「蔵人式と蔵人方行事」第一節『日本古代官位制度の基礎的研究 新装版』吉川弘文館、二〇一二年、初出は一九七三年)五四五頁)では酉一刻となっていること、および格子を上下する時刻も「日行事」が卯・亥とするのに対して天曆蔵人式は辰・戌とすることから、「日行事」は天曆蔵人式より古いとみて、「日行事」を延喜蔵人式と推定した。また、天曆蔵人式では、午刻となった朝御膳に代わって巳刻には朝干飯が入ってきており、それが延喜年間には成立していたと推定されることから、朝御膳は延喜年間に巳刻から午刻に移動し、それに代わって巳刻には同時期に成立した朝干飯が供されるようになって天皇の実質的な食事となり、朝御膳は儀礼的・象徴的なものとなったと指摘した。

これに対して西本氏は問題の「日行事」の記事を挟んだ前後の文が寛平蔵人式を引き写したものとみられることから、その間の「日行事」も寛平蔵人式とみるのが自然であり、さらに「侍読を召しての学習が短時間で終わったとは思えない」として、寛平小式の記述を「巳時の次の時刻すなわち『午時』に朝膳があったということを含意している」と解釈することで寛平蔵人式と「日行事」や天曆蔵人式との内容の相違を否定した。この場合、『寛平御遺誠』のみ朝御膳の時刻が異なることになるが、その理由を西本氏は、侍読を召す時刻が天皇の意向により左右されるものであったことに求め、そのために『寛平御遺誠』では朝御膳の時刻が巳刻とされるにいたったとする。

しかし、この説明には論理的な飛躍がある。侍読を召す時刻が随意であったからといって、朝御膳の時刻まで随意であったことにはならないから、朝御膳の時刻の記述が異なる理由にはならない。また、天曆蔵人式では「供^三朝干飯^二事」と「御読書事」とがともに巳刻として挙げられているから、実質的な食事と侍読を召しての学習とが同刻の内に収まることは決しておかしくない。

寛平小式の「次」をあえて「次の刻」の意味に補って解釈するのは文章表現のうえからも無理がある。「次」は物事の先後関係を示すものであり、ここでは侍読を召すタイミングを問題にしていると思われる。天曆蔵人式以後は、実質的な食事(朝干飯)を供した後に御読書事があり、『禁秘抄』上・召侍読事でも「侍読候^三朝餉中間縁^二」とある。それに対して寛平小式では侍読を召してから食事を供すとあることに注意を払っているのである。だから「召侍読事」の項目に御膳のことが記されているのであって、両者が時刻を異にする全く関係のない事柄なら、ここに御膳のことが記される理由がない。『寛平御遺誠』も巳刻とする以上、「寛平小式」(寛平蔵人式)は朝御膳を巳刻の行事としていたと解釈するのが妥当である。

西本氏が『寛平御遺誠』との整合性から離れてまで「日行事」を寛平蔵人式としたのは、その前後がともに寛平蔵人式とみられることに大きな理由がある。しかしこの点についても、九条家本系統の平安末^三鎌倉初期^二の古写本とされる前田家卷子本(乙)では「日行事」が前後とは異なる料紙を貼り継いで別筆で書かれているため、そこに連続性を認めうるかどうか疑わしい(『尊経閣善本影印集成3 西宮記三』(八木書店、一九九四年)二五四―二五五頁)。該当箇所は建武元年(一一三三)年頃に勅物等とともに補写された部分である。西本氏が指摘する『侍中群要』冒頭が「日行事」を欠いた形で『西宮記』所引の寛平蔵人式以下とほぼ同一の文章を載せていることは、むしろ「日

行事」を含まないのが本来の形であったことを示すとみるべきであり、これをもって「日行事」を寛平藏人式とすることはできない（佐藤前掲論文三六四頁註四が論拠の一つに挙げる「古写本の形態と成立過程」とは、このことを指す。——佐藤氏のご教示による）。

なお、「日行事」の内容は、その後文の天曆藏人式と考えられる部分の各条に付された「藏人式云」という細注とほぼ同文である（この部分の「已一尅」以下は『侍中群要』第二・日中行事とも等しく、『侍中群要』のなかでは他と異質な観のある箇所とされる（目崎徳衛校訂・解説『侍中群要』吉川弘文館、一九八五年、一三三頁））。そのうち「藏人式云、卯尅、【主殿頭已下率二僚下、擁二箒掃二清庭塀、】男藏人上二格子、尚殿已下率二女孺等二徹御灯、弘二拭殿上、女藏人檢二校之三者」（一）は「日行事」にあつて後文にはない部分）の「主殿頭」以下の文は『侍中群要』第一・上格子事に「寛平小式云」として引かれており（ただし「率二僚下」の語句なし）、また「辰四尅、主水司供二御盥并御粥事」に付された「藏人式云、辰尅主水司候二御盥、女官伝取、執レ共、女藏人献進而出候、更衣女藏人供二奉御盥、畢女藏人召二女官、相副撤去、同尅主水司供二御粥」（理須下以二台盤二供奉上、而便以二御膳台盤二供奉、行来久、因不レ改レ之）もほぼ同文が『侍中群要』第一・日給事に「藏人式云」として引かれるとともに、第四・御盥事に「女官伝取く撤去」の部分、第三・御粥に「主水司供二御粥」とその割書の部分が「小式云」として引用されている（ただし、『西宮記』や『侍中群要』第一所引「藏人式」が「御盥」「因不レ改レ之」とするところを「小式」＝寛平小式はそれぞれ「御手水」「因レ不レ改」とするなど細部の字句に相違がある）。したがって、西本氏が指摘するように、「日行事」に寛平藏人式と重なる条文があることは確かである。しかしそれは寛平から延喜にかけて条文に変化のなかつた部分とも考えられよう。『禁秘抄』の記述を上記のように解釈するかぎ

り、「寛平小式」および『寛平御遺誠』では朝御膳は巳刻とされていたと考えられるから、それを午刻とするこの箇所の「藏人式」および「日行事」が寛平藏人式であるとは見做しがたい。

一方、芳之内氏は「御膳」の表現が古記録では必ずしも朝夕御膳（後世の大床子御膳。以下では混乱を避けるため大床子御膳の称を用いる）のことを指すとは限らず、朝干飯を指す場合もあることから、『寛平御遺誠』に「朝、巳、時、夕、申、時」とみえる朝夕の「御膳」を「朝夕に供奉される御膳」の意味とみて、具体的には後世に巳刻と申刻に供された事例のある朝干飯を指すとした。これによつて西本説が問題として抱えていた『寛平御遺誠』と「寛平小式」との間の相違は解消することになる。しかし、この議論は「可能性」を示すに留まつていて『寛平御遺誠』の「御膳」が大床子御膳ではないことを積極的に証明しているわけではないうえ、論証手続きにも不備があるため、成立しがたい。

問題となつている「日行事」では、申刻に供される御膳は「具同二朝膳」とあり、その「朝膳」とは午刻の「大炊・内膳・主水・造酒・采女等寮司及進物所々共、（供）二御膳二」を指すから、これが寛平か延喜かに関わらず、その頃の申刻に供されていた御膳は大床子御膳であることがわかる。芳之内氏が指摘する申刻の朝干飯の事例はいずれも夕の大床子御膳が酉刻にずれた天曆藏人式段階以降のものであり、それを大床子御膳が申刻であつた時期にまで遡らせて、朝干飯も申刻に供された可能性があると主張することは決してできない。変化後の事例をそのまま変化前に当てはめるのは不適切な史料操作と言うほかない。天曆より前の史実として確認できるのはあくまで、寛平ないし延喜の頃の申刻に供された御膳は大床子御膳であつた、ということだけである。

申刻の御膳が大床子御膳であるなら、『寛平御遺誠』が「朝、巳、時、

